

都道府県及び政令指定都市の議会基本条例

1	三重県議会基本条例	1	川崎市議会基本条例	49
	公布 平成18年12月26日		公布 平成21年 6月23日	
	施行 平成18年12月26日		施行 平成21年 7月 1日	
2	福島県議会基本条例	4	さいたま市議会基本条例	52
	公布 平成20年 7月11日		公布 平成21年12月24日	
	施行 平成20年 7月11日		施行 平成22年 4月 1日	
3	神奈川県議会基本条例	6	名古屋市議会基本条例	56
	公布 平成20年12月26日		公布 平成22年 3月29日	
	施行 平成20年12月26日		施行 平成22年 3月29日	
4	岩手県議会基本条例	9	広島市議会基本条例	59
	公布 平成20年12月12日		公布 平成22年12月20日	
	施行 平成21年 4月 1日		施行 平成22年12月20日	
5	大阪府議会基本条例	13	新潟市議会基本条例	61
	公布 平成21年 3月27日		公布 平成23年 3月22日	
	施行 平成21年 4月 1日		施行 平成23年 4月 1日	
6	大分県議会基本条例	15		
	公布 平成21年 3月30日			
	施行 平成21年 4月 1日			
7	宮城県議会基本条例	18		
	公布 平成21年 6月26日			
	施行 平成21年 6月26日			
8	北海道議会基本条例	22		
	公布 平成21年 7月10日			
	施行 平成21年 7月10日			
9	長野県議会基本条例	25		
	公布 平成21年10月15日			
	施行 平成21年10月15日			
10	高知県議会基本条例	28		
	公布 平成21年11月30日			
	施行 平成21年11月30日			
11	石川県議会基本条例	31		
	公布 平成22年 6月28日			
	施行 平成22年 6月28日			
12	鹿児島県議会基本条例	34		
	公布 平成22年 9月21日			
	施行 平成22年 9月21日			
13	奈良県議会基本条例	37		
	公布 平成22年12月14日			
	施行 平成22年12月14日			
14	京都府議会基本条例	40		
	公布 平成22年12月24日			
	施行 平成22年12月24日			
15	広島県議会基本条例	43		
	公布 平成22年12月27日			
	施行 平成22年12月27日			
16	愛媛県議会基本条例	46		
	公布 平成23年 3月18日			
	施行 平成23年 3月18日			

1 三重県議会基本条例

平成18年12月26日条例第83号

三重県議会基本条例をここに公布します。

三重県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）

第3章 議会運営の原則等（第6条・第7条）

第4章 知事等との関係（第8条—第10条）

第5章 議会の機能の強化（第11条—第17条）

第6章 県民との関係（第18条—第21条）

第7章 議会改革の推進（第22条・第23条）

第8章 政治倫理（第24条）

第9章 議会事務局等（第25条・第26条）

第10章 補則（第27条・第28条）

附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成15年10月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとも

に、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

（基本方針）

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

第2章 議員の責務及び活動原則

（議員の責務及び活動原則）

第4条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方

法により行うものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。

4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

第4章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第8条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第9条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第5章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第13条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第一項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会等の設置)

第14条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

第15条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前二条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

第16条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

第17条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。

2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

第6章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

第19条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、広聴広報機能の充実に努めるため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(委員会等の公開)

第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第21条 議会は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第22条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

(交流及び連携の推進)

第23条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第24条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実に努めることができる。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第10章 補則

(他の条例との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第28条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 福島県議会基本条例

平成20年7月11日条例第66号

福島県議会基本条例をここに公布する。

福島県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の機能（第3条—第7条）

第3章 議会運営の原則（第8条—第11条）

第4章 議会活動の原則（第12条・第13条）

第5章 県民との関係（第14条—第16条）

第6章 議員の倫理（第17条）

附則

明治11年6月、本県の先人たちは、公選議会を実現し政治に民意を反映することが、本県のみならず国家国民の幸福であるとの崇高な理念を深く自覚し、全国に先駆けて本県独自の民会規則による県会を開設し、県民のため公平な議論を尽くし、その責任を果たすため精励することを誓った。以来、福島県議会は130年の歴史を有し、この間、先人たちは幾多の困難を乗り越え、県民生活の向上及び県勢の伸展のために大きな役割を果たしてきた。

時代は今、地方分権改革のさなかにあり、地方自治体の自己決定権の拡大が進むのに伴い、議員の合議体である県議会は、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、県議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。

よって、本県議会（以下「議会」という。）は、県民を代表する機関として県民の負託にこたえるため、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、地方分権の進展に対応して自らの改革に取り組み、真の地方自治の実現を目指すことを誓う。

また、議会が知事との関係における監視機能を厳格に果たしていくという決意を表明するとともに、果たすべき役割及び責務の重さを深く自覚し、知事と議会との互いに異なる特性を生かしつつ、緊張関係を保持しながら、県民生活の向上及び県勢の伸展のために全力を尽くすことを誓う。

そしてここに、県会開設からの先人たちの高い志を受け継ぎ、新たな時代の礎とするため、議会の基本となる条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会における最高規範として、議会の基本理念及びその実現を図るための基本となる議会の機能、議会運営の原則、議員活動の原則等を明らかにし、議会が県民の負託にこたえ、もって県民生活の向上、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議会の機能

（議決）

第3条 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

（政策立案及び政策提言）

第4条 議会は、議員提案による政策条例の制定、決議等を通じて、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

（監視及び評価）

第5条 議会は、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう促すものとする。

（調査）

第6条 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的課題の解決に資するため、必要な調査を行うものとする。

（知事等との関係）

第7条 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。

第3章 議会運営の原則

（運営の原則）

第8条 議会は、県民に開かれた運営を行わなければならない。

2 議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運

営に努めなければならない。

3 議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。

4 議会は、地方分権の進展に対応し、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

(委員会)

第9条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

(検討組織の設置)

第10条 議会は、本会議及び委員会の審議等によるほか、県政の課題及び議会運営に関して必要がある場合には、議員で構成する検討組織を柔軟に設置し、審査、調査、協議等を行うものとする。

(会派)

第11条 議員は、議会の機能を遂行する活動（以下「議会活動」という。）を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、公正かつ活発な議会運営に資するため、会派間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。

3 会派は、県政に関する県民意思の把握に努めるものとする。

4 会派は、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めるものとする。

5 会派は、積極的に研修等を行い、所属議員の議会活動に必要な見識を高めるよう努めるものとする。

第4章 議員活動の原則

(議員の職責)

第12条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、県民の負託にこたえる職責を有する。

2 議員は、議会の構成員として議会活動を担う職責を有する。

(議員活動)

第13条 議員は、それぞれが県民の直接選挙により選出されているという高い独立性の下、自らの職責を果たすため、次に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うものとする。

一 県政に関する県民意思の把握に努めること

二 県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること

三 議会活動に必要な見識を高めるため、研修へ

の参加その他の自己研さんに努めること

第5章 県民との関係

(県民意思の反映)

第14条 議会は、県民意思を把握し、県政に反映させなければならない。

2 議会は、委員会における公聴会の開催、参考人の招致等県民意思を反映する制度の積極的な活用に努めるものとする。

(県民への説明責務)

第15条 議会は、その諸活動を県民に対し説明する責務を負うものとする。

(広報広聴)

第16条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

2 会派及び議員は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

第6章 議員の倫理

(議員の倫理)

第17条 議員は、県民の厳粛な負託により、県政に携わる権能及び職責を有することを自覚し、県民の代表として公正性及び高潔性を保持しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

3 神奈川県議会基本条例

平成20年12月26日条例第68号

神奈川県議会基本条例をここに公布する。

神奈川県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員（第3条～第6条）

第3章 県議会（第7条～第10条）

第4章 県民と県議会（第11条・第12条）

第5章 県議会と知事等の関係（第13条～第16条）

第6章 他の条例との関係等（第17条・第18条）

附則

神奈川県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい県議会の在り方を追求し、不断の議会改革を推進してきたところである。県議会は、こうした改革への取組を更に進め、民意を体现する県議会議員及び県議会の在り方を改めて明確にし、ともに県民の代表である県議会と知事がより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要と考える。

そのためには、広域自治体の議会として、指定都市との関係や道州制の論議の深まりなど地方自治を取り巻く環境の変化も視野に入れ、また、市町村議会の動向も見据えながら、県民にこれまで以上に理解される充実した議会活動を遂行していくことはもとより、全国的にも要請が重ねられている都道府県議会議員の役割と身分上の位置付けを明確にしておくこと、そして、都道府県議会の権限の更なる強化を図っていくことが必要である。

そこで、県議会として、引き続き、新たな法制度の構築をも視野に入れた見直しを国に強く求め、具現化への努力を重ねていくとともに、一人ひとりの議員が住民意思を把握するための地域での活動や、県政全般に関する調査研究、政策立案等の推進を通じて、県議会の存在の意義を高めていく決意である。

こうした認識の下に、県議会は、活発で分かりやすい議論を尽くし、県の議事機関にふさわしい判断を重ね、真の住民意思に基づく県政の実現を目指すものである。

ここに、県議会は、多くの県民の意見の集約と調和を図る立場を自覚し、主権者である県民の視点に

立って、神奈川のあるべき姿を希求し、神奈川の未来は、県民のため、県民とともに築いていくものであることを改めて宣言し、将来にわたって、県議会が全力を挙げてその実現に努力することを誓い、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治のあるべき姿を念頭に置き、県議会に関する基本理念を定め、議員及び県議会の使命及び役割を明らかにする等、県議会の基本となる事項を定めることにより、県民に開かれ、充実した県議会の実現を図り、もって県民の豊かな生活とより良い明日の神奈川を目指すことを目的とする。

（基本理念）

第2条 県議会は、日本国憲法に定める県の唯一の議事機関として、常に県民とともに歩む、地方分権の時代にふさわしい県議会を目指し、積極的に改革に取り組むものとする。

第2章 議員

（議員の使命）

第3条 議員は、県民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に県政の課題を把握し、公益性の見地から、県全体を見据え、県民の多様な意見を県政に反映させることを使命とする。

（議員の役割）

第4条 議員は、前条の使命を果たすために、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 県議会の会議、委員会及び議案の審査又は県議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）で審議、審査等を行い、必要に応じて、議案を提出すること。
- (2) 必要に応じて、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）に資料の提出又は説明を求める等、会議等における審議、審査等のために必要な調査研究を行うこと。
- (3) 民意を県政に反映させるため、日ごろから、県政について、地域又は県域の県民の意見を聴き、及び県民に説明すること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすために必要な資質の向上を図るため、不断の研さんに努めるものとする。

（議員と会派）

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、県議会内の自律的な団体として、議会

活動の一翼を担い、議員の活動を支援し、及び会派の会議を主催するほか、調査研究、政策立案、予算要望、広報活動等の実施主体となることができる。

3 県議会は、必要と認めるときは、会派間の協議の場を設けることができる。

(倫理等の保持)

第6条 議員は、公の立場を自覚し、県民の代表としての良心に従い、及び責任感をもって、常に倫理及び品位を保持するよう努めなければならない。

第3章 県議会

(県議会の使命)

第7条 県議会は、民意を代表する議員の多彩な議会活動を通じて、県民の多様な意見を集約し、県政に適切に反映させることを使命とする。

(県議会の役割)

第8条 県議会は、前条の使命を果たすために、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、県の意思決定を行うこと。
- (2) 自治立法権の担い手として、政策立案等を行うこと。
- (3) 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。
- (4) 知事等の行財政の運営状況を監視し、その結果を評価すること。
- (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に説明すること。

2 県議会は、議員及び県議会の役割を十全に果たすため、他の地方議会等との連携の下に、必要な法制度の見直しに向け、不断の努力を重ねるものとする。

3 県議会は、第1項の役割に必要な自らの政策立案機能の充実及び議員の資質の向上に努めるものとする。

(県議会の運営)

第9条 県議会は、議会活動の透明性を確保するとともに、会議等の設置目的を達成するため、議員間討議等の方法により、活発な議論が行われるよう適切な運営を行うものとする。

(県議会の機能強化等)

第10条 県議会は、継続的な議会改革に取り組むため、検討組織を設置することができる。

2 県議会は、議員がその役割を十全に果たせるよう、議員の身分の位置付けの明確化に積極的に取り組むものとする。

3 県議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、調査、諮問等のための機関を設置することができる。

4 県議会は、県議会の機能強化の先導的な役割を担う議長の権限の強化に取り組むものとする。

5 県議会は、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。

6 県議会は、議員の調査研究及び県政運営の参考に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

第4章 県民と県議会

(県民参加の推進等)

第11条 県議会は、次に掲げる事項に留意し、主権者である県民の議会活動への参加を推進するものとする。

- (1) 会議等を原則として公開すること。
- (2) 積極的な情報の公開及び提供に努めること。
- (3) 議会活動への参加を推進する際には、すべての県民が等しくその利益を享受できるよう配慮すること。

2 県議会は、県民等の知見及び意見を審査に反映させるため、参考人及び公聴会の制度の活用を努めるものとする。

3 県議会は、県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案と受け止め、必要に応じて、県民の意見を聴く機会を設けることができる。

(広聴広報機能の充実)

第12条 県議会は、政策立案等の参考に資するため、広く県民意識を調査することができる。

2 県議会は、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、議会活動の積極的な広報に努めるものとする。

第5章 県議会と知事等の関係

(知事等との関係)

第13条 県議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、第8条第1項各号に掲げる役割を果たすものとする。

(質問等の充実)

第14条 県議会は、会議等での質問及び質疑の充実に向け、一問一答方式その他の効果的な方法を選択するものとする。

(県議会への説明等)

第15条 知事等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素

案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、県議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

- 2 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる県議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。

(知事等の反問)

第16条 知事等は、会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

第6章 他の条例との関係等

(他の条例との関係)

第17条 この条例は、県議会の基本となる事項を定める条例であり、県議会に関する他の条例を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

- 2 議員定数、定例会、委員会、政務調査費、議会図書室、議員報酬、議会の議決に付すべき事件等については、別に条例で定める。

(条例の見直し)

第18条 県議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 岩手県議会基本条例

平成20年12月12日条例第72号

岩手県議会基本条例をここに公布する。

岩手県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 県民と議会との関係（第4条—第8条）

第3章 知事等と議会との関係（第9条—第11条）

第4章 議会運営（第12条—第14条）

第5章 議会の機能の強化（第15条—第22条）

第6章 政治倫理（第23条・第24条）

第7章 定数及び議員報酬等（第25条・第26条）

第8章 議会事務局等（第27条・第28条）

第9章 補則（第29条・第30条）

附則

戦後の日本を支えてきた中央集権型の行政システムが、社会の構造的変化を受け、様々な問題への対応力を失いつつある今日、自立した地方の創意工夫が生かされる分権型社会の実現が強く求められている。

平成12年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行により、本格的な地方分権に向けたスタートが切られたが、その実現は未だ道半ばである。地方分権改革を成し遂げ、地方自治体の自主性や自立性を高め、住民主導の行政システムへの転換による「真の地方自治」を実現するため、地方議会の果たすべき役割と重要性は、確実に増してきている。

本県議会は、これまで議会の改革及び活性化に努めてきたが、県政に関する政策の立案及び提言や知事の事務執行の監視及び評価、主権者たる県民への議会活動に関する説明責任や情報公開が未だ十分とは言えない。住民に近い存在であるべき議会が、ともすれば遠い存在として捉えられていたこともまた事実であり、議会及び議員は、その果たすべき本来の機能と存在意義を問われている。

本県議会は、知事と議会が対等で切磋琢磨の関係にある二元代表制の下、合議制の機関として多様な民意を反映しうる議会の役割及び議員の活動規範並びに県民主権の実現に向けた実効ある仕組みをここに明らかにし、県民参加の下で地方議会政治を成熟させていくとともに、議会改革に継続的に取り組み、県民の負託に応える議会のあり方を不断に追求し

ていくことこそが、真の地方自治に結びつくものと確信する。

ここに本県議会は、県民から選ばれた県民全体の奉仕者であることの誇りと、果たすべき役割を自覚し、県民の意向を的確に反映し、県民に開かれた議会、県民に信頼される議会を構築することにより、県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、岩手県議会（以下「議会」という。）の役割及び活動方針並びに議員の活動及び活動方針を明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）と議会との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が、その果たすべき役割を全うし、県民の負託にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割及び活動方針）

第2条 議会は、県民を代表する合議制の機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議会に提出された議案の審議及び審査を行うほか、積極的に政策立案及び政策提言に取り組むことにより、県の政策を決定すること。
- (2) 知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会の意思又は見解を対外的に表明すること。
- (4) 前3号に掲げる役割を的確に果たすことを通じて、県政の情報及び実状を県民に明らかにすること。
- (5) 合議体としての議会を適正かつ効率的に運営し、及び管理すること。

2 議会は、前項の役割を果たすため、次に掲げる方針に基づき、活動するものとする。

- (1) 議会活動の透明性を高めること。
- (2) 県民の議会に対する信頼を確保すること。
- (3) 県民の意向を的確に把握し、県政に反映させること。
- (4) 議会活動に関する県民への説明責任を果たすこと。
- (5) 知事等と対等かつ緊張ある関係を構築し、これを保持すること。
- (6) 他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行うことにより、議会活動の成果をより高めること。

- (7) 県民の負託にこたえる議会のあり方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。
(議員の活動及び活動方針)

第3条 議員は、県民全体の奉仕者、県民から選挙により選出される代表者及び合議体の構成員として、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県の政策形成に関わる調査研究、企画、立案及び提言を行うこと。
- (2) 県の政策形成に必要な情報収集、意向調査、住民との意見交換等を行うこと。
- (3) 議会に提出された議案の調査を行うこと。
- (4) 本会議（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2編第6章第6節の規定による会議をいう。以下同じ。）、委員会等に出席し、質問、質疑、討論、討議等を行うこと。
- (5) 議会の適正かつ効率的な運営及び管理を確保すること。
- (6) 県が主催する記念式典その他の公的行事に必要な応じて出席すること。

2 議員は、次に掲げる方針に基づき、前項の活動を行うものとする。

- (1) 議員活動の透明性を高めること。
- (2) 県民の議会及び議員に対する信頼を確保すること。
- (3) 県政の課題及び県民の多様な意見を的確に把握し、議会活動に反映させること。
- (4) 議会活動に関する県民への説明責任を果たすこと。
- (5) 地域の課題のみならず、県政全体の課題の解決に取り組み、県民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (6) 議員としての資質の向上を図ること。

第2章 県民と議会との関係

(県民意向の県政への反映)

第4条 議会は、県民の意向を的確に把握し、県政に反映させるため、説明責任を十分に果たすとともに、県民の議会活動への参加（以下「県民参加」という。）の機会を確保するよう努めなければならない。

(県民参加の機会の充実等)

第5条 議会は、次に掲げる方法により、県民参加の機会の充実を図るものとする。

- (1) 参考人制度及び公聴会の積極的活用
- (2) 議会と県民との意見交換の場の設置
- (3) 政策立案等に際しての県民からの意見の聴取
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認

める方法

2 議会は、請願書又は陳情書が会議規則で定めるところにより提出されたときは、これを県民による政策の提案としてとらえ、誠実に処理しなければならない。

3 請願及び陳情の審査を付託された委員会は、その提出者から説明を受ける必要があると認めるときは、参考人としての出席を求めることができる。

(本会議及び委員会の公開)

第6条 議会は、本会議及び委員会の公開に当たっては、県民が傍聴しやすい環境を整備するとともに、会議録その他の会議の内容に関する情報を広く県民の閲覧に供することにより、公開の実効を上げるものとする。

(広聴広報活動の充実)

第7条 議会は、次に掲げる取組を積極的に推進すること等により、広聴広報活動の充実を図るものとする。

- (1) 県民の多様な意見の的確な把握
- (2) 議会活動に関する情報の多様な媒体による県民への提供
- (3) 議案等に対する議員の賛否の速やかな公表
- (4) 議員で構成する会議による広聴広報の充実強化

(情報公開の推進)

第8条 議会は、岩手県議会情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号）第2章の規定による公文書の開示と併せて、前2条に規定する取組のほか、議会の保有する情報の提供に関する施策の推進に努めなければならない。

第3章 知事等と議会との関係

(知事等との関係の基本原則)

第9条 議会は、二元代表制の下、知事等と対等で緊張ある関係を構築し、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を通じて、県政の伸展のために活動するものとする。

2 議会は、知事等と異なる立場及び権能を生かし、活動しなければならない。

(監視及び評価)

第10条 議会は、予算、決算等の議案の審議及び審査のほか、報告等の受理、検査の実施、監査の請求、調査、承認、同意等を通じて、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び県民の意向を的確に把握しつつ能率的に行われているかどうかを監視するとともに、これが所期の効果及び成果をあげたかどうかを評価し、知事等に対し必要な是

正措置又は対応を促すものとする。

(政策立案及び政策提言)

第11条 議会は、議員発議による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

第4章 議会運営

(定例会の回数)

第12条 定例会の回数は、岩手県議会の定例会回数条例(昭和31年岩手県条例第44号)で定める。

(本会議及び委員会の運営)

第13条 議会は、本会議及び委員会を公正に、及び円滑かつ効率的に運営するものとする。

2 本会議は、全議員で構成し、議会の最終的な意思決定を行う。

3 本会議における議員の質問及び質疑は、一括して行うほか、分割して、又は一問一答の方法により行うこともできるものとする。

4 議長の求めに応じて本会議又は委員会に出席する知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議員の質問及び質疑に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。

5 委員会は、県の事務等の調査、付託された議案、陳情等又は事件の審査等を行う。

6 議会は、委員会における議員相互間の討議を積極的に推進することにより、論点及び争点を明確にして合意形成の方向性を見出す等、合議制の機関として期待される機能の発揮を図るものとする。

7 前各項に定めるもののほか、本会議の運営並びに委員会の設置及び運営については、会議規則及び岩手県議会委員会条例(昭和31年岩手県条例第43号)で定める。

(会派)

第14条 議員は、会派(議会において、基本的政策が一致する2人以上の議員をもって構成し、活動を行う団体をいう。以下同じ。)を結成することができる。

2 会派は、合議体としての議会が第2条第1項の役割を十分に果たすことができるよう、政策等に関して会派内及び他の会派との間における調整を行い、議会の意思決定に向けて方向性を見出すよう努めるほか、議会運営に関して、議会運営委員

会の場等を通じて会派間における調整を行うものとする。

3 前2項の規定は、会派に所属しない議員の活動を制限するものとして解釈してはならず、かつ、議会は、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮しなければならない。

第5章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第15条 議会は、議案の審議及び審査、政策立案及び政策提言並びに知事等の事務の執行の監視及び評価(以下「審議、立案等」という。)に関する議会の機能の強化を図るものとする。

(政策条例の会派共同提案)

第16条 各会派は、県の政策に係る条例案を共同して提出しようとするときは、委員会、会派間の調整を行う場として設置する会議等を積極的に活用し、その内容を協議するものとする。

(制度の積極的活用)

第17条 議会は、法第96条第2項の規定に基づく議決事項の追加、法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等その他の法に規定する議会の権限に関する制度を積極的に活用するものとする。

(研修及び調査研究)

第18条 議員は、審議、立案等に必要なる能力の向上を図るため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(政務調査費)

第19条 議員の調査活動の基盤の充実を図り、もって議会の審議、立案等の機能を強化するため、政務調査費の交付に関する条例(平成13年岩手県条例第37号)で定めるところにより、議員に政務調査費を交付する。

2 議員は、政務調査費の交付に関する条例で定めるところにより、政務調査費の使途を明らかにしなければならない。

(県政調査会)

第20条 議員は、その全員が自主的に参集し調査研究を行う場として、岩手県政調査会を組織するものとする。

2 岩手県政調査会は、議員相互間の討議を積極的に推進するとともに、県政に係る重要な事項の調査研究、議員の研修等の活動を行うことにより、議会活動の活性化を図り、もって県政の伸展に寄与するものとする。

(議員連盟)

第21条 議員は、議員連盟、議員協議会、議員クラ

ブその他名称のいかんを問わず、特定の県政の課題について調査研究を行うことに賛同する議員が当該課題について共同して調査研究を行う団体（以下「議員連盟」という。）を結成することができる。

2 議員連盟は、議員連盟を通じた調査研究が、議員個人でこれを行う場合に比べてより広範にわたり、かつ、効率的に行われるとともに、議員連盟の活動を通じて県政の課題に関する議員間の共通の認識が深められるよう努めるものとする。

3 議員連盟は、可能な限り広く会派を超えた議員の参加により、活動するよう努めるものとする。
（議会改革の推進）

第22条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、常設の会議を設置する。

第6章 政治倫理

（政治倫理）

第23条 議員は、県民の負託にこたえるため、重大な使命及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民の代表として良心及び責任感を持ち、議員の品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

（資産等の公開）

第24条 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資するため、政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年岩手県条例第45号）で定める。

第7章 定数及び議員報酬等

（定数）

第25条 議員の定数は、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に発揮するとともに、議会を能率的に運営しその意思決定を円滑に行うことができるよう、県議会議員の定数等に関する条例（平成14年岩手県条例第37号）で定める。

（議員報酬及び費用弁償）

第26条 議員報酬及び議員の職務の遂行に要した経費を償うための費用弁償については、特別職の議員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）で定める。

第8章 議会事務局等

（議会事務局）

第27条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、

議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員体制の充実を図るため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的能力の養成を行うものとする。

3 職員は、第2条の議会の役割及び活動方針を踏まえ、適正かつ的確に業務を推進するとともに、このために必要な能力の向上に努めるものとする。

（議会図書室）

第28条 議長は、議員の調査研究に資するために法第100条第18項の規定により設置する議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第9章 補則

（他の条例等との関係）

第29条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

（検討）

第30条 議会は、この条例の施行後、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の改正を行うものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

5 大阪府議会基本条例

平成21年3月27日条例第59号

大阪府議会基本条例をここに公布する。

大阪府議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員活動（第3条・第4条）

第3章 議会運営（第5条—第7条）

第4章 議会の機能強化（第8条・第9条）

第5章 府民との関係（第10条・第11条）

第6章 知事等との関係（第12条—第14条）

第7章 政治倫理（第15条）

第8章 議会事務局（第16条）

第9章 補則（第17条・第18条）

附則

地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、住民代表機関としての議会は、その役割を再確認し、その機能をさらに充実強化することが求められている。

議会は地方公共団体の意思決定を行う議決機関としての役割と、知事の執行監視を行う監視機関としての役割を担っているが、地域における民主主義の発展と住民福祉の向上は、知事と議会がそれぞれの特性を生かし、住民意思を行政に的確に反映させる仕組みを構築せずして実現され得ないということはあるまでもない。

府議会は、これまでから、府民に開かれた真の地方自治の実現を目指し、一方の代表機関である知事と緊張ある関係を保ちながら、求められている役割を果たすため、様々な改革への取組を進めてきた。

ここに、府議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、これまでの議会改革の取組をさらに進め、府民の負託に真摯しにこたえることを改めて決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大阪府議会（以下「議会」という。）及び大阪府議会議員（以下「議員」という。）の責務及び活動原則を明らかにするとともに、府民と議会との関係、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）と議会との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、もって府民福祉の向上

及び府政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、知事とともに二元代表制の一翼を担っており、その機能を最大限に発揮することにより、府民の負託にこたえとともに、絶えずそのあり方を検証し、改革に努めるものとする。

第2章 議員活動

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会を構成する一員として、本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じ、議案の提出を行うものとする。

2 議員は、府民の多様な意見を府政に適切に反映させるため、広く府域、府政の諸課題についての調査研究を行うこととし、必要に応じて知事等に対し、資料の提出や説明を求めることができるものとする。

3 議員は、その活動について府民への広報に努めなければならない。

4 議員は、その資質の向上に向け、不断の研鑽さんに努めなければならない。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第3章 議会運営

（議会の活動原則）

第5条 議会は、透明性及び公正性を確保し、府民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、説明責任を果たさなければならない。

2 情報の公開の推進については、別に条例の定めるところによる。

（適切かつ効果的な議会運営）

第6条 議会は、その機能を最大限に発揮するため、議案の審議等に当たり、適切かつ効果的な議会運営に努めなければならない。

2 定例会の回数については、別に条例の定めるところによる。

（定数及び選挙区）

第7条 議会は、議員の定数及び選挙区の設置について、府民の意思を府政に十分反映できるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。

2 議員の定数及び選挙区の設置については、別に条例の定めるところによる。

第4章 議会の機能強化

（調査機関等の設置）

第8条 議会は、その活動に関して必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査又は審査のための機関を置くことができる。

(政務調査費)

第9条 会派及び議員は、議会の役割及び議員の職務を十分に認識したうえ、調査研究及び広報広聴に資するため、政務調査費の交付を受けるものとする。

2 政務調査費の交付については、別に条例の定めるところによる。

第5章 府民との関係

(府民と議会の関係)

第10条 議会は、府民の意見を聴く機会を設けるなど、府民が議会の活動に参画する機会の確保を図り、府民の意思を府政に反映することができるよう努めるものとする。

(広報広聴機能の充実)

第11条 議会は、議会に対する府民の多様な意見を常に把握するとともに、多様な媒体を用いた府民への情報提供に努めるものとする。

第6章 知事等との関係

(監視機能の充実)

第12条 議会は、知事等の事務の執行について、調査及び監視をする責務を有する。

2 議会は、会議における審議等を通じ、府民に対し、知事等の事務の執行についての評価を明らかにするものとする。

(政策立案及び政策提言)

第13条 議会は、議員提案による条例の制定等あらゆる機会を通じ、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(基本的な計画の議決)

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、府行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止は、議会の議決すべき事件とする。

第7章 政治倫理

第15条 議員は、府民の代表として、良心と責任感をもって、自らの行動を厳しく律するとともに、常に品位の保持に努めなければならない。

第8章 議会事務局

第16条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行う

ため、議会事務局の機能の強化を図るものとする。

第9章 補則

(この条例の位置づけ)

第17条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会についての他の条例等を制定又は改廃をするときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

(この条例の見直し)

第18条 議会は、社会情勢の変化、府民の意思等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行前に策定された第14条に規定する計画については、同条の規定は、適用しない。

6 大分県議会基本条例

平成21年3月30日条例第32号

大分県議会基本条例をここに公布する。

大分県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の役割と機能（第3条—第7条）

第3章 議会運営の原則（第8条—第10条）

第4章 議員活動の原則（第11条—第13条）

第5章 県民との関係（第14条—第16条）

第6章 議員の倫理（第17条・第18条）

第7章 最高規範性（第19条）

第8章 補則（第20条・第21条）

附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権を目指した取組がスタートした。これにより、国と地方公共団体とは対等・協力の関係へと変化した。平成16年度からの三位一体改革により、国から地方への税源移譲が行われたものの、地方公共団体が自主自立で行財政運営を実施できる体制にはほど遠く、地方分権の実現は未だ道半ばにある。

地方公共団体の自主性や自立性を高め、住民自治及び団体自治の原則に基づく真の地方自治を構築するため、地方議会が果たすべき役割と責務はますます増大している。

大分県議会は、これまで県民に分かりやすい、県民に開かれた地方分権時代にふさわしい県議会のあり方を追求し、議会の改革と活性化に努めてきた。県議会はこれまでの取組をさらに進め、県民の声を反映する県議会及び県議会議員のあり方を改めて明確にし、ともに県民に選ばれた議員の合議体である県議会と知事とがより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要である。県議会は、今後とも知事等の事務執行の監視及び評価機能の強化と県政に対する積極的な政策立案・政策提言に取り組んでいく。

ここに、本県議会は、県民全体の奉仕者であることの誇りと果たすべき役割及び責務の重さを深く自覚し、主権者である県民の視点に立って、県民生活の向上及び県勢の伸展のために全力を尽くすことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本理念を定め、その実現を図るための基本となる議会の役割と機能、議会運営の原則、議員活動の原則等を明らかにすることにより、議会が地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民生活の向上、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議会の役割と機能

（議決）

第3条 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

（政策立案及び政策提言）

第4条 議会は、議員提案による条例の制定、決議等を通じて、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

（監視及び評価）

第5条 議会は、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう促すものとする。

（調査及び公表）

第6条 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的課題の解決に資するため、必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査を行った場合には、その内容を公表するものとする。

（知事等との関係）

第7条 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。

第3章 議会運営の原則

（運営の原則）

第8条 議会は、県民に開かれた運営を行うものと

する。

- 2 議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。
- 3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。
- 4 議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。
- 5 議会は、地方分権の進展に対応し、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

(委員会)

第9条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

- 2 特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

(検討組織の設置)

第10条 議会は、本会議及び委員会の審議等によるほか、県政の課題及び議会運営に関して必要がある場合には、議員で構成する検討組織を柔軟に設置し、審査、調査、協議等を行うものとする。

第4章 議員活動の原則

(議員の職責)

第11条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、県民の負託にこたえる職責を有する。

- 2 議員は、議会の構成員として議会の機能を遂行する活動（以下「議会活動」という。）を担う職責を有する。

(議員活動と役割)

第12条 議員は、それぞれが県民の直接選挙により選出されているという高い独立性の下、自らの職責を果たすため、次に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うものとする。

- 一 県政に関する県民意思の把握に努めること。
- 二 県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- 三 議会活動に必要な見識を高めるため、研修への参加その他の自己研さんに努めること。

(会派)

第13条 議員は、前条に定める議員活動又は議会活動を行うため、会派を結成することができる。ただし、議員が政務調査費の交付を受けようとするときは、会派を結成しなければならない。

- 2 会派は、公正かつ活発な議会運営に資するため、会派間での積極的な討議及び調整に努めるもの

とする。

- 3 会派は、県政に関する県民意思の把握、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究並びに所属議員の議会活動に必要な研修等を行うものとする。

第5章 県民との関係

(県民意思の反映)

第14条 議会は、県民意思を把握し、県政に反映させなければならない。

- 2 議会は、委員会における公聴会の開催、参考人の招致等県民意思を反映する制度の積極的な活用に努めるものとする。

(県民への説明責務)

第15条 議会は、その諸活動を県民に対し説明する責務を負うものとする。

(広報広聴)

第16条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

- 2 会派及び議員は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

第6章 議員の倫理

(議員の倫理)

第17条 議員は、県民の厳粛な負託により、県政に携わる権能及び職責を有することを自覚し、県民全体の奉仕者、県民から選挙により選出される代表者として品位と政治倫理の向上に努め、公正性及び高潔性を保持しなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第18条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

- 一 議員は、議会及び議員の品位、名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。
- 二 議員は、本県職員の公正な職務執行を妨げるような働きかけをしないこと。
- 三 議員は、本県職員の採用、昇任又は人事異動に関し、不正な働きかけをしないこと。
- 四 議員は、政務調査費に関する諸規定を遵守し、より厳正な行動に努めること。

第7章 最高規範性

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第8章 補則

(別に条例で定める事項)

第20条 議員定数、定例会、委員会、政務調査費、議会図書室、議員報酬、費用弁償、議会の議決に付すべき事件等については、別に条例で定める。

(検討)

第21条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

7 宮城県議会基本条例

平成21年6月26日条例第43号

宮城県議会基本条例をここに公布する。

宮城県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会運営の原則（第5条）

第3章 議員（第6条—第10条）

第4章 議会と県民との関係（第11条—第15条）

第5章 議会と知事等との関係（第16条—第18条）

第6章 議会の機能の強化（第19条—第23条）

第7章 審議の充実（第24条—第27条）

第8章 議会改革の推進（第28条・第29条）

第9章 議会事務局等の充実（第30条・第31条）

第10章 雑則（第32条・第33条）

附則

本県議会は、これまで議会改革に真摯に取り組み、議員提案により数々の条例を制定するなど、地方自治の確立を目指し、たゆみない努力を重ねてきた。

地方分権改革は、自治行政権、自治立法権及び自治財政権の確立を目指すものであり、国との関係においても地方自治のあり方が大きく変わろうとしている。

本県議会は、こうした中、自らが持つ権能を最大限に発揮し、知事等と独立かつ対等の立場に立ち、県の議決機関としての意思決定を行うとともに、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに独自の政策立案及び政策提言を行うことにより、県民の信頼と期待にこれまで以上にこたえられる議会活動を遂行していかなければならない。

また、本県議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映する責務を負っている。その責務を果たしていくためには、議員同士が議論を重ね、本県議会全体としての政策意思を示していくことはもとより、開かれた議会運営をより確かなものとし、県民との情報共有を一層進めていかなければならない。

ここに、本県議会は、議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにし、議会と県民及び知事等との関係を定め、県民の負託と信頼に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにするとともに、議会と県民との関係、議会と知事等との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 知事等 知事その他の執行機関をいう。
- 二 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- 三 会議等 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。

（基本理念）

第3条 議会は、二元代表制の下、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。

2 議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映させるものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行うことにより、議会活動について県民に説明する責務を全うするものとする。

（基本方針）

第4条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいて議会活動を行うものとする。

- 一 知事等の事務の執行を監視し、及び評価する機能を強化すること。
- 二 議会に提出された議案の審議及び審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- 三 議会活動を通じて得られた県政の課題及び実情を県民に対して明らかにすること。
- 四 地方分権の進展に対応した新たな議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。

第2章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第5条 議会は、県の政策の決定、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分に発揮できるよう、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

2 議会は、県民を代表する議員からなる議決機関として、公正性及び透明性を重視した議会運営に努めるものとする。

3 議会は、常任委員会がその所管に属する事務に関する調査及び審査を効果的に行うことができるよう、常任委員会の機能の強化に努めるものとする。

4 議会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に迅速かつ的確に対応するため、特別委員会を弾力的に設置するものとする。

第3章 議員

(議員の責務)

第6条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、その負託と信頼にこたえるため、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

(議員の役割)

第7条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。

一 議会に提出された議案の審議及び審査を行うこと。

二 県の政策形成にかかわる調査、企画、立案及び提言を行うこと。

三 県民との意見交換等により県民の意思を的確に把握するとともに、県政の課題及び実情を県民に対して説明すること。

四 知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価すること。

(議員の資質の向上)

第8条 議員は、前条各号に掲げる役割を的確に果たすために必要な資質の向上を図るため、研修及び研究等により、不断の自己研さんに努めるものとする。

(政治倫理)

第9条 議員は、県民の負託にこたえるため、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例（平成11年宮

城県条例第72号）を遵守し、議員としてふさわしい品位を保持し、及び識見を養うものとする。

(会派)

第10条 議員は、議会活動の円滑な実施及び自己研さんに資するため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題等に関して会派内及び会派相互間の意見の調整を行い、議会全体としての合意の形成に資するよう努めるものとする。

3 会派は、議員が第6条の責務を果たすために行う活動を支援するものとする。

第4章 議会と県民との関係

(県民意思の県政への反映)

第11条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させるため、県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努めるものとする。

(県民参画の機会の充実等)

第12条 議会は、常任委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人及び公聴会の制度の活用を努めるものとする。

2 議会は、請願を県民等による政策提案としてとらえ、その審査のために必要があると認めるときは、紹介議員又は請願者に対して説明を求めるなどして、適切に処理するものとする。

3 議会は、採択した請願で知事等において措置することが適当と認めるものについては、知事等に送付し、並びにその処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。

4 議会は、県民及び市町村との意見交換の場を設けることにより、多様な行政課題を広く把握するよう努めるものとする。

(議会の説明責任)

第13条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

(会議の公開等)

第14条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、議会活動に関する資料を宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成11年宮城県条例第27号）で定めるところにより公開するとともに、会議等の会議録を広く県民が閲覧できるようにするものとする。

（広報活動の充実）

第15条 議会は、多様な広報活動を通じて、議会活動に関し、県民の理解を深めるとともに、その協力を得よう努めるものとする。

2 議長は、議会を代表して、県政の課題に対する議会の方向性について県民に明らかにするよう努めるものとする。

第5章 議会と知事等との関係

（議会と知事等との関係の基本原則）

第16条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に独立かつ対等の立場に立ち、その権能を最大限に発揮することにより、公正な県政運営の確保に努めるものとする。

（監視及び評価）

第17条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価し、必要に応じ、知事等に対し適切な措置を講ずることを促し、又は代案を提示するものとする。

2 議会は、前項の規定による評価の結果を県民に対して明らかにするものとする。

（政策立案及び政策提言）

第18条 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正並びに決議等を通じて、政策立案及び政策提言を行うものとする。

第6章 議会の機能の強化

（議会の機能の強化）

第19条 議会は、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能を強化するものとする。

（議会の会期）

第20条 議会は、県政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとする。

（予算審議の強化）

第21条 議会は、知事等に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。

2 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効

果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

（議決事件）

第22条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定、変更、又は廃止については、宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例（平成15年宮城県条例第1号）により定める。

（専門的知見の活用等）

第23条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、法第百条の二の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。

2 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、調査又は諮問のための機関を設置することができる。

第7章 審議の充実

（質問の充実）

第24条 議員は、本会議において質問を行うに当たっては、一括質問方式で行い、再質問は一問一答方式等で行うことにより、その内容の充実を図るものとする。

（知事等の反問）

第25条 議長求めに応じて本会議又は委員会に出席する知事等は、議員の質問及び質疑に対する答弁を的確に行うことができるよう、議長又は委員長からの許可を得て反問することができる。

（資料の提出等の要求）

第26条 議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、知事等に対し、資料の提出、意見の開陳及び説明を求めることができる。

（議員間の討議）

第27条 議員は、委員会において、議員間の討議により議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。

第8章 議会改革の推進

（議会改革推進会議）

第28条 議会は、議会改革の推進に関する基本的事項について調査審議するため、議会改革推進会議を設置することができる。

（他の地方公共団体の議会との連携協力）

第29条 議会は、議会改革を効果的に推進するために、他の地方公共団体の議会と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第9章 議会事務局等の充実

(議会事務局)

第30条 議会は、議会の政策立案に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第31条 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室の機能の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第10章 雑則

(他の条例等との関係)

第32条 議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(検討)

第33条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

8 北海道議会基本条例

平成21年7月10日条例第75号

北海道議会基本条例をここに公布する。

北海道議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の役割及び活動（第3条—第8条）

第3章 議員の役割及び活動（第9条—第16条）

第4章 道民との関係（第17条—第19条）

第5章 知事等との関係（第20条—第22条）

第6章 議会改革（第23条—第25条）

第7章 補則（第26条・第27条）

附則

北海道は、国土の22パーセントを占める広大な面積を有し、積雪寒冷という厳しい自然環境の下、多くの先人の英知と努力を傾注して今日まで発展してきた。

北海道議会は、明治34年に35名の議員により北海道会として開設され、幾多の変遷を経て、昭和22年、地方自治法に基づく新たな地方自治体の議決機関として、現在の北海道議会が誕生し、平成13年に開設100年を迎えた。

平成12年にいわゆる地方分権一括法が施行され、また、平成18年に制定されたいわゆる道州制特区推進法の対象区域に、我が国で初めて北海道が選定されたことは画期的なことであり、北海道において、地方自治を更に発展させて、地域のことは地域の責任の下に決定する分権型社会を実現していくためには、道民、北海道議会及び知事その他の執行機関がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携を深めることによって、新しい時代の進路を拓いていくことが求められている。

近年、北海道においては、少子高齢化の一層の進行に加え、厳しい雇用情勢や、大都市と地方の格差、道財政の健全化等多くの課題が山積し、これらの課題の解決のためにも、北海道議会の果たす役割はますます重要になってきている。

北海道議会は、多様化する道民のニーズにこたえるために、議決機関として、及び知事その他の執行機関に対する監視機関としてその責務を深く自覚し、道民に対する必要な情報の公開と説明責任を果たしながら、不断の改革と研さんに努めるとともに、道州制を展望したあるべき議会の姿を追求し、道政の各分野にわたり積極的に政策の提言を行うため、

政策立案機能の強化を図っていかねばならない。

ここに、我々は、道民の負託に全力でこたえていくことを決意し、北海道議会におけるあらゆる条例、規則等の基礎となる最高規範として北海道議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、北海道議会（以下「議会」という。）の運営に関し、基本的な理念及び原則を定めるとともに、北海道議会議員（以下「議員」という。）の職務や責務等を明らかにすることによって、地方分権の進展に対応した主体的な議会運営を確立し、もって道民の負託にこたえ、道民生活の向上及び北海道の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、道民から選出された議員で構成される議決機関であるとともに、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）を監視し、並びに政策の立案及び政策の提言（以下「政策立案等」という。）をする機関として、道民の意思及び意見（以下「道民意思等」という。）を道政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、北海道にふさわしい真の地方自治の実現を図るため、不断の改革を推進するものとする。

第2章 議会の役割及び活動

（議会の使命）

第3条 議会は、本会議及び委員会での審議をはじめとした多様な議会活動を通じて、道民意思等を道政に反映し、議決により道としての意思を確定するものとする。

（議会の説明責任等）

第4条 議会は、審議等の情報公開を積極的に推進し、議会活動の透明性を高めるとともに、道民に対し説明する責任を負うものとする。

（議会運営の原則）

第5条 議会は、公平かつ公正な運営を原則とするとともに、道民に開かれた運営を行わなければならない。

2 議会は、合議制機関として、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

3 議会は、道政上の課題等に的確かつ機動的に対応するため適宜開会するなど、年間を通じた議会運営に努めるものとする。

4 議会は、質疑又は質問（以下「質疑等」という

。)について、必要に応じ、一問一答方式を実施するなど、論点を明確にし、道民に分かりやすくするよう努めるものとする。

5 知事等は、議長又は委員長の許可を得て、質問者に対して答弁に必要な範囲内において質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

6 議会は、会議案や意見案等の審議に際し、積極的な議員相互の討議が行われるよう努めるものとする。

(委員会)

第6条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により、道の事務等の調査、付託された議案、請願等又は事件の審査等を行う。

2 委員会は、設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営しなければならない。

3 委員会は、道民に開かれた運営に資するため、会議を原則として公開する。

4 委員会は、災害等への迅速な対応又は地域の課題に係る調査のため、必要に応じ、会議を関係市町村で開催することができるものとする。

(検討組織の設置)

第7条 議会は、本会議及び委員会の審議等によるほか、道政の課題及び議会運営に関して必要がある場合には、法第100条第12項の規定により、議員で構成する検討組織を設置し、審査、調査、協議等を行うことができるものとする。

(調査)

第8条 議会は、法第100条第1項の規定により、議案又は道の事務に関する調査を行うほか、道政及び議会運営に関する具体的な課題の解決に資するため、必要な調査を行うものとする。

第3章 議員の役割及び活動

(議員の使命)

第9条 議員は、不断に道政の課題の把握に努めるとともに、公益性又は公平性の見地から、北海道全体の発展及び道民生活の向上のため、本会議の質疑等を通じ道民意思等の適切な反映に努めなければならない。

2 議員は、自らの資質向上のため、不断の研さんに努めなければならない。

3 議員は、道民の代表としての自覚及び責任感を持ち、議員の品位及び自律の精神を保持しなければならない。

(道民に対する説明責任等)

第10条 議員は、道民意思等を道政に適切に反映さ

せるため、日ごろから、積極的に道民意思等の把握に努めるとともに、自らの議会活動について、道民への説明に努めなければならない。

(議員の活動)

第11条 議員は、道民生活の向上に資するため、合議制機関である議会を構成する一員として、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 議会の本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場で審査、審査等を行うこと。

(2) 道の政策形成に関わる調査、企画、立案、提言等を行うこと。

(3) 道の政策形成に必要な情報収集、道民意思等の調査、住民との意見交換等を行うこと。

(4) 道政上の課題等の把握を行うため、道民意見の聴取及び意見交換等を行うこと。

(5) 知事等が主催し、又は共催する式典その他の公的行事に出席すること。

(6) 議会等が主催し、又は共催する研修会及び諸活動に参画すること。

(7) 災害等における緊急的な調査活動等を行うこと。

(8) 会派又は特定の道政の課題について調査研究を行う団体（以下「議員連盟」という。）が主催する活動に参加すること。

(9) その他道政運営上必要と認められる活動を行うこと。

(研修及び調査研究)

第12条 議員は、議案の審査、政策立案等に必要な研修に参加し、及び調査研究に取り組むとともに、議員派遣等の制度の活用に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

第13条 第11条に規定する議員の活動に係る調査研究に資するために交付を受けた政務調査費について、使途の透明性を確保するため、公開するものとする。

(資産等の公開)

第14条 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資するため、政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例（平成7年北海道条例第37号）により、積極的に行うものとする。

(会派)

第15条 議員は、議会活動を円滑に遂行するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議会内の議員団体として政策立案等を行うほか、所属する議員の活動を支援するものと

する。

3 会派は、その会議を主催するほか、政策調査、予算要望等の実施主体となることができる。

4 議会は、会派間の協議が必要と認めるときは、協議の場を設けることができる。

(議員連盟)

第16条 議員は、議員連盟を結成することができるものとする。

2 議員連盟は、調査研究等の活動を効率的に行うとともに、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

第4章 道民との関係

(道民意思等の反映)

第17条 議会は、道民意思等を把握し、道政に反映させるために、公聴会の開催、参考人の招致等を積極的に活用するよう努めるとともに、請願等については、速やかに審査し、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び広聴)

第18条 議会は、道民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

(議会活動に関する資料の公開)

第19条 議会は、北海道議会情報公開条例(平成11年北海道条例第18号)により、積極的に議会活動に関する資料を公開するものとする。

第5章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第20条 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割を尊重しつつ、適切な関係を保持しながら共通の目標である道民生活の向上及び北海道の発展のため、自らの機能を有効に発揮しなければならない。

(監視及び評価)

第21条 議会は、知事等の事務執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう促すものとする。

(政策立案等)

第22条 議会は、議員提案による条例の制定、決議等を通じて、政策立案等を積極的に行うものとする。

第6章 議会改革

(議会改革)

第23条 議会は、地方分権の進展等に対応するため、自らの改革に不断に取り組むものとする。

2 議会は、前項に規定する取組を行うため、法第100条第12項の規定により、議員で構成する検討組織を設置するものとする。

(議員定数等)

第24条 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、道民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。

(議会事務局等)

第25条 議長は、議会の政策立案機能を強化させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、専門的な知識経験を有する職員の配置及び育成を行うなど議会事務局の機能強化に努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室の充実強化に努めるものとする。

第7章 補則

(他の条例との関係)

第26条 この条例は、議会の運営に関する基本的事項を定める条例であり、議会における他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合性を確保するものとする。

(検討)

第27条 議会は、この条例の施行後、道民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

9 長野県議会基本条例

平成21年10月15日条例第43号

長野県議会基本条例をここに公布します。

長野県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 議会の監視機能の強化（第6条—第9条）

第3章 議会の政策の立案及び提言（第10条・第11条）

第4章 議会の運営（第12条）

第5章 県民と議会との関係（第13条—第15条）

第6章 議会改革（第16条—第18条）

第7章 議員の政治倫理（第19条）

第8章 議会事務局（第20条）

附則

平成12年4月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行により、機関委任事務が廃止されるなど地方分権に向けた取組が一步前進し、さらに、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に基づき、第二期地方分権改革が進められている中、住民が地方公共団体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の一翼を担う存在として、地方議会の果たすべき役割及び責務の重要性はますます増大している。

本県議会は、これまで、政策に関する条例の制定、調査権及び検査権の行使、意見書及び決議による政策の提言等その持てる権能を活用し、活発な議会活動を行うとともに、政務調査費の使途の透明性の確保をはじめとする様々な議会改革に取り組んできた。こうした足跡を踏まえつつ、本県議会は、真の地方自治の実現に向け、今後も、知事その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、知事その他の執行機関の事務の執行に対する監視機能を発揮し、政策の立案及び提言に積極的に取り組むとともに、合議制の機関として適切な運営を行うこと及び県民の意見を県政に反映させることにより、地方分権の時代にふさわしい議会のあり方を探求していくものである。

ここに、本県議会は、たゆみない議会改革を推進するという決意の下、議会の基本理念及び基本方針、議員の責務、議員活動の原則、議会と知事その他の執行機関との関係、県民と議会との関係等を明ら

かにし、将来にわたって県民の負託にこたえていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、長野県議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針、長野県議会議員（以下「議員」という。）の責務、議員活動の原則その他の議会に関する基本的な事項について定めることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、県の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に活用して地方分権の時代にふさわしい役割を担い、真の地方自治の実現を目指すものとする。

（基本方針）

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行に対する監視機能の強化を図り、これを発揮すること。
- (2) 政策の立案及び提言に関する能力の向上を図り、これらに積極的に取り組むこと。
- (3) 議員相互間の討議を活用する等合議制の機関として適切な運営を行うこと。
- (4) 県民の意見を的確に把握し、県政に反映させること。

（議員の責務）

第4条 議員は、県民の代表として、県民及び県全体の利益を考え、県民の負託にこたえる責務を有する。

（議員活動の原則）

第5条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 資質の向上を図るため、研さんに努めること。
- (2) 県政に関する課題及び県民の意見を把握すること。
- (3) 議員活動について県民に説明すること。

第2章 議会の監視機能の強化

（監視及び評価）

第6条 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しながら、知事等の事務の執行が、適正に、かつ、公平性及び効

率性をもって行われているかどうかを監視するものとする。

- 2 議会は、決算の認定に係る議案の審議等を通じて、知事等の事務の執行の効果及び成果について、評価するものとする。

(県政に関する調査等の権限等)

第7条 議会は、知事等の事務の執行に対する監視機能を最大限に発揮するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。

(議案の審議等)

第8条 議会は、知事から提出された議案を審議するに当たっては、その議案について論点を明らかにするものとする。

- 2 知事等は、知事が提出した議案における長野県基本計画の議決等に関する条例(平成17年長野県条例第50号)第2条に規定する基本計画に関する政策及び施策について、その必要性、当該基本計画における位置付け、財源措置等を議会に説明するよう努めなければならない。

(議会の決議等の尊重等)

第9条 知事等は、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するよう努めるものとする。

- 2 知事は、議会活動に関する予算の調製に当たっては、必要な議会活動の実施に配慮するよう努めるものとする。

第3章 議会の政策の立案及び提言

(政策の立案及び提言)

第10条 議会は、議員、常任委員会又は特別委員会の提案による政策に関する条例の制定、知事等の事務の執行に係る決議等を通じて、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

- 2 会派は、政策の立案及び提言に関し、会派相互間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(研修、調査研究等)

第11条 議会は、政策の立案及び提言に関する能力の向上を図るため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 議員が研修に参加する機会の確保
- (2) 図書室の充実強化
- (3) 市町村議会との交流及び連携

第4章 議会の運営

(議会の運営)

第12条 議会は、県民に開かれた運営を行うとともに、

合議制の機関として適切な運営を行わなければならない。

- 2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

第5章 県民と議会との関係

(県民の意見の把握)

第13条 議会は、県民の意見を的確に把握し、県政に反映させるため、委員会における公聴会、参考人制度等の積極的な活用を努めなければならない。

- 2 議会は、請願、陳情等を、政策に関する提案にとらえ、誠実に処理するものとする。

(委員会等の公開)

第14条 議会は、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則として公開する。

(広報及び広聴の充実)

第15条 議会は、多様な手段を活用することにより、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

第6章 議会改革

(議会改革の推進)

第16条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

(議会改革推進会議)

第17条 議会は、議会改革に取り組むため必要がある場合には、議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、議会改革推進会議を設けるものとする。

(政務調査費)

第18条 議会は、政務調査費の使途の透明性の確保に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 政務調査費の交付に関しては、別に条例で定めるところによる。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、県民の負託により県民の代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く認識するとともに、公正、誠実及び清廉を基本として常に品位を保持するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関

しては、別に定めるところによる。

第8章 議会事務局

(議会事務局)

第20条 議会は、政策の立案及び提言に関する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化及び体制の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(見直し)
- 2 議会は、県民の意見、議会を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

10 高知県議会基本条例

平成21年11月30日条例第72号

高知県議会基本条例をここに公布する。

高知県議会基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 議員の責務及び活動（第3条―第6条）
 - 第3章 議会運営（第7条―第12条）
 - 第4章 議会の機能（第13条―第18条）
 - 第5章 県民との関係（第19条―第22条）
 - 第6章 知事等との関係（第23条―第27条）
 - 第7章 政治倫理（第28条）
 - 第8章 議会事務局（第29条・第30条）
 - 第9章 補則（第31条・第32条）
- 附則

「自由は土佐の山間より」の県詞に象徴されるように、我が国で最初の国民的な民主主義運動といわれる自由民権運動の発祥の地である本県は、運動の中核を担う有為の人材を輩出し、郷土の先人の精神的な活動は、やがて帝国議会開設等へとつながり、我が国の近代史に大きな足跡を残してきた。

本県議会は、こうした先人の志を継承し、自由闊達な議論を重ねることはもとより、議員発議による政策条例の制定に代表される政策立案や政策提言を行い、また、特別委員会の設置等により監視機能を発揮してきた。こうした取組を通じ、二元代表制の一翼を担う合議制の機関として知事と対等で互いに切磋琢磨する関係を築きつつ、直接選挙により選出された県民の代表として、その意思を県政に反映させ、もって県民の負託にこたえるべく活動を行ってきたところである。

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行等により、地方自治を取り巻く環境は、大きく変化しており、地方公共団体においては、自己決定権の拡大に伴い、自主性や自立性をよりいっそう高めていく必要がある。こうした中で議会の果たす役割は、ますます重要性を増しており、本県議会には、これまでの活動をさらに推し進め、議会の権限の強化に努めるとともに、議会の基本理念、議員の活動原則等を議員自らが自覚し、これらを県民に示し、議会や議員の使命・役割を明確にすることで、より県民に開かれ、県民から信頼される議会を構築することが求められている。

ここに、本県議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、さらなる改革に積極的に取り組

み、真の地方自治の実現に向け全力を尽くすことを決意し、県民生活の向上及び県勢の発展に寄与するため、議会における最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、高知県議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会運営の原則、高知県議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を定め、議会及び議員の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に的確にこたえ、もって県民生活の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念及び方針）

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担い、県民を代表する議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

2 議会は、前項に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づき活動するものとする。

- (1) 提出された議案の審議、審査等を行うほか、政策立案及び政策提言に積極的に取り組むことにより、県の政策を決定すること。
- (2) 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 県民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関する県民への説明責任を果たすこと。
- (4) 議会の在り方を絶えず検証し、継続的に議会改革に取り組むこと。

第2章 議員の責務及び活動

（責務及び活動原則）

第3条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、常に県政の課題を把握するとともに、合議制の機関である議会の構成員として、議会活動を通じて県民の負託にこたえるものとする。

2 議員は、前項に規定する責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県政に関する県民の意思を把握し、県政に反映させること。
- (2) 県政の課題及び政策に関する情報収集及び調査研究を行うこと。
- (3) 本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を

提出すること。

- (4) 議会活動に関する県民への広報を行い、県民への説明責任を果たすこと。

(研修及び調査研究)

第4条 議員は、審議、政策立案等に必要な能力の向上を図るため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うために、会派を結成することができる。

- 2 会派は、公正かつ活発な議会活動に資するため、会派間での協議及び調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(議員報酬等)

第6条 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の定めるところによる。

第3章 議会運営

(運営の原則)

第7条 議会は、県民に開かれ、透明性の高い運営を行うものとする。

- 2 議会は、その機能が十分発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

(委員会)

第8条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能が十分発揮されるよう運営を行うものとする。

- 2 特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能が十分発揮されるよう運営を行うものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の設置及び運営については、高知県議会議員委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）の定めるところによる。

(質疑及び質問)

第9条 議場における議員の質疑及び質問は、一括して行う方式のほか、一問一答方式その他の方式により行うことができる。

(議員間討議)

第10条 議員は、積極的に議員相互間の討議を行うことにより、論点及び争点を明確にするとともに、政策立案、政策提言等を推進するものとする。

(定例会回数)

第11条 定例会の回数については、高知県議会議員定例会回数条例（昭和31年高知県条例第34号）の定めるところによる。

(議員の定数及び選挙区)

第12条 議会は、議員の定数及び選挙区について、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適切な見直しを行うものとする。

- 2 議員の定数及び選挙区については、高知県議会議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年高知県条例第1号）の定めるところによる。

第4章 議会の機能

(議決)

第13条 議会は、唯一の議事機関として、議決により県の意思を確定するものとする。

(調査)

第14条 議会は、議案及び知事等の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的な課題の解決に資するため、必要な調査を行うものとする。

(機能強化)

第15条 議会は、知事等の事務執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(政務調査費)

第16条 会派及び議員は、調査研究に資するため、政務調査費の交付を受けるものとする。

- 2 会派及び議員は、政務調査費の使途を明らかにしなければならない。

- 3 政務調査費の交付については、高知県政務調査費の交付に関する条例（平成13年高知県条例第1号）の定めるところによる。

(調査、検討等を行う機関及び組織)

第17条 議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題及び議会運営に関して必要があると認めるときは、調査、検討等を行うための機関及び組織を設置することができる。

(改革の推進)

第18条 議会は、地方分権の進展に対応し、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

第5章 県民との関係

(県民の意思反映及び参加推進)

第19条 議会は、議会活動への県民の参加を推進するため、会議を原則として公開するとともに、積極的な情報の公開及び提供に努めるものとする。

- 2 議会は、県民の意思を把握し、県政に反映させるため、参考人及び公聴会の制度の積極的な活用を努めるものとする。

- 3 議会は、請願及び陳情が提出されたときは、これらを県民からの政策提案ととらえ、誠実に処理

しなければならない。

(広報広聴機能の充実)

第20条 議会は、議会に対する県民の意見を的確に把握するとともに、多様な媒体を活用して県民に対し議会活動に関する情報提供を行い、県民に開かれた議会の実現に努めるものとする。

(会議の公開)

第21条 議会は、会議の公開に当たっては、県民が傍聴しやすい環境を整備し、会議の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

(情報公開)

第22条 議会は、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)の定めるところにより公文書の開示を行うほか、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

第6章 知事等との関係

(基本原則)

第23条 議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。

(監視及び評価)

第24条 議会は、知事等の事務執行が適正、公平かつ効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切に対応するよう促すものとする。

(政策立案及び政策提言)

第25条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(知事等の質問趣旨確認)

第26条 知事等は、本会議及び委員会における質疑及び質問に対する説明をよりの確に行うことができるよう、議長又は委員長長の許可を得て、質疑及び質問の趣旨を確認することができる。

(議会への説明等)

第27条 知事等は、次に掲げる場合は、議会に対し、その内容を説明するよう努めるものとする。

(1) 予算を調製したとき。

(2) 県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。

2 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画

等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、これらに関連する議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。

第7章 政治倫理

(政治倫理)

第28条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心及び責任感を持つとともに、品位の保持に努めなければならない。

2 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立のための高知県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成7年高知県条例第43号)の定めるところによる。

第8章 議会事務局

(議会事務局)

第29条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第30条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第9章 補則

(他の条例等との関係)

第31条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

(検討及び見直し)

第32条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

11 石川県議会基本条例

平成22年6月28日条例第29号

石川県議会基本条例をここに公布する。

石川県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 基本理念（第2条—第5条）

第3章 議会及び議員の役割と活動（第6条—第12条）

第4章 議会と執行機関との関係（第13条—第15条）

第5章 開かれた議会の推進（第16条—第18条）

第6章 議員の政治倫理（第19条）

第7章 補則（第20条・第21条）

附則

平成7年に制定された地方分権推進法は、その後、いわゆる地方分権一括法や地方分権改革推進法の法整備を経て、今日に至っている。

こうした中、地方議会の果たすべき役割及び責務の重要性が増大している。

本県議会においても、その動きに呼応し、今日まで政治倫理や政務調査費の透明化をはじめとする議会改革に取り組んできたが、これまで以上にその役割を果たしていくため、開かれた議会運営と政策審議の一層の活発化が求められている。

ここに、本県議会は、議会における最高規範として、議会の基本理念及び役割を明らかにするとともに、議会と県民及び知事その他の執行機関との関係を定めることにより、県民の負託にこたえるべく、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会が県の意思決定を担う議事機関としての責任を自覚し、その基本理念、活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 基本理念

（議会及び議員の役割と活動）

第2条 議会は、その役割を適切に果たすことがで

きるよう、議会の自主性及び自立性を高め、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。

2 議会の構成員たる議員は、選挙により選ばれた県民の代表者として、その負託と信頼に全力でこたえる責務があり、議会活動を通じて、広く県政全般の課題及びこれらに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるよう取り組むものとする。

（議会と執行機関との関係）

第3条 議会は、二元代表制の下、知事との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展を促すものとする。

（開かれた議会の推進）

第4条 議会は、その活動に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、常に県民に開かれた議会運営を行うものとする。

（議員の政治倫理）

第5条 議会活動の基本となる議員の政治倫理の確立は、県民の議会に対する信頼を確立するための根幹であり、議員は、県民の負託にこたえるため、その責務を果たすとともに、規範を遵守しなければならない。

第3章 議会及び議員の役割と活動

（議会の役割）

第6条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 議事機関として、議決により、県の意思決定を行うこと。
- 二 議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- 三 意見書等により、関係機関に対し意見表明を行うこと。
- 四 知事等の行財政の運営状況を監視し、その結果を評価すること。
- 五 議会活動の透明性を確保するとともに、議会の会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）の設置目的を達成するため、議員相互間の討議を活発化させること。
- 六 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に公表するこ

と。

(議長役割)

第7条 議長は、この条例に基づき、議会の機能と権限の強化に向け、先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 議長は、会議に付議すべき案件が生じたと判断した際には、議会運営委員会の議決を経て、知事に対し、臨時会の招集を請求することができる。

(議員役割)

第8条 議員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 会議等で審議、審査等を行い、必要に応じて、議案を提出すること。
- 二 会議等における審議、審査等不断の議会活動に資するため、知事等に資料の提出又は説明を求めるほか、国内外を問わず、必要な調査研究を行うこと。
- 三 県民の意思を県政に反映させるため、県政について、県民の意見を聴き、及び県民に説明すること。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会内の自立的な団体として、議員の活動を支援し、及び会派の会議を主催するほか、調査研究、政策提言、予算要望、広報活動等の実施主体となることができる。

3 議会は、必要と認めるときは、会派間の協議の場を設けることができる。

(議会改革及び機能強化)

第10条 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する検討組織を設置することができる。

2 議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査、諮問等のための機関を設置することができる。

3 議会は、県民参加の機会の充実を図るため、委員会における公聴会及び参考人の制度の積極的な活用を努めるものとする。

4 議長は、議会の政策立案機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

5 議長は、議会事務局職員の任免を行うとともに、専門的な知識経験を有する職員の任用及び職員の専門的能力の養成に努めるものとする。

6 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、及び運営すると

もに、その機能の充実に努めるものとする。

(政策調査会等の設置)

第11条 議会は、県政の課題に関する調査等のために、議員で構成する政策調査会等を設置することができる。

(広域交流及び連携の推進)

第12条 議会は、他の地方公共団体の議会との広域交流及び連携を通じて、単独又は共同で、地方分権の時代にふさわしい政策提案等、議会活動の活性化に向けた取組を強化するものとする。

第4章 議会と執行機関との関係

(議会への説明)

第13条 知事等は、予算編成の基本方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にその内容を説明するよう努めるものとする。

(議会活動の尊重)

第14条 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、議会からの政策提言等の趣旨を尊重するものとする。

(知事等の質問等)

第15条 知事等は、本会議又は委員会における議員の質疑又は質問に対して、議長又は委員長の許可を得て、質問し、又は意見を述べることができる。

第5章 開かれた議会の推進

(県民への説明等)

第16条 議会は、その諸活動を積極的に県民に対し説明するよう努めるものとする。

2 議会は、議会に対する県民の意見の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

(委員会の公開)

第17条 委員会は、原則として公開する。

(議会の情報公開の推進)

第18条 議会は、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、本会議及び委員会に関する資料については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

2 議会は、その保有する情報の提供に努めなければならない。

第6章 議員の政治倫理

第19条 議員は、県民の負託にこたえるため、県民の代表として、良心と責任感を持って、常に倫理及び品位の保持に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

第7章 補則

(他の条例との関係)

第20条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第21条 議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

12 鹿児島県議会基本条例

平成22年9月21日条例第38号

鹿児島県議会基本条例をここに公布する。

鹿児島県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員（第3条—第8条）

第3章 議会運営（第9条—第15条）

第4章 県民と議会との関係（第16条—第21条）

第5章 知事等と議会との関係（第22条—第25条）

第6章 議会改革（第26条）

第7章 補則（第27条・第28条）

附則

本県は、明治維新において我が国の近代的な国づくりを推し進める中心的な役割を果たしたが、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の前身である県会は、西南戦争の影響もあり、他府県に1年遅れて明治13年5月に開設された。このような厳しい状況の中、議会は産声をあげたが、先人達の不断の努力により幾多の困難を乗り越え、平成22年に開設130周年という節目の年を迎えることとなった。

平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行により、国と地方の関係が対等・協力の関係へと変更され、地方分権改革の取組が本格化した。戦後の我が国を支えてきた中央集権型の行政システムが様々な問題への対応力を失いつつある中、国及び地方の活力を取り戻すためにも、住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことのできる真の地方自治の実現が求められている。また、地方自治体の自己決定権の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会の果たすべき役割及び責務はますます増大している。

このような時代の要請に対応するため、議会は、これまでも議員提案条例の制定や知事への政策提言など様々な取組を進めているが、議会に対する期待が高まる中、県民を代表する議事機関として、県民に開かれ、かつ、公正・公平な議論を通じて、県民の意思が県政に反映されるよう、更に改革を積極的に推進しなければならない。

また、議会は、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）との関係において、その立場及び権能の違いを生かし、互いの役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、共通の目標である

県民の福祉の向上及び県勢の発展のため全力を尽くしていかねばならない。

さらに、議会が期待される機能を十分に発揮するためには、その構成員である議員の責務と活動を明らかにすることにより、日々の議員の活動について県民の理解と信頼を得られるよう努めていく必要がある。

ここに、議会開設130周年という記念すべき年を迎え、今までの議会改革の集大成として、議会の基本理念や議員の責務及び活動等を県民に明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事等と議会との関係を定めることにより、県民の負託にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動等を明らかにするとともに県民と議会との関係、知事等と議会との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担い、県民を代表する議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議員

（議員の責務）

第3条 議員は、選挙により選ばれた県民の代表者として、常に県政の課題及び県民の意思の把握に努めるとともに、合議制の機関である議会の構成員として、議会活動を通じて県民の負託にこたえる責務を有する。

（議員の活動）

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県政に関する県民の意思を把握すること。
- (2) 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。
- (3) 本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (4) 前3号の活動及び議会の活動に関する県民への広報及び説明を行うこと。

（研修、調査研究等）

第5条 議員は、審議、政策立案等に必要能力の

向上を図るため、研修、調査研究等に取り組み、
不断の自己研さんに努めなければならない。

(政治倫理)

第6条 議員は、主権者である県民の負託により県
政に携わる権能と責務を有することを深く認識し
、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、
誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持する
よう努めなければならない。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うために、会派を結
成することができる。

2 会派は、議会内の自立的な団体として、議会活
動の一翼を担い、議員の活動を支援するとともに
、調査研究、予算要望等の実施主体となることが
できる。

3 会派は、会派間での協議及び調整を行い、合意
形成に努めるものとする。

(定数及び選挙区)

第8条 議員の定数及び選挙区は、鹿児島県議会議
員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙
すべき議員の数に関する条例（平成10年鹿児島県
条例第2号）で定める。

第3章 議会運営

(議会運営の原則)

第9条 議会は、公正かつ県民に開かれた透明性の
高い運営を行うものとする。

2 議会は、合議制の機関として、その機能が十分
発揮されるよう、円滑で効率的な運営に努めるも
のとする。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、
かつ、活発な議論が行われるよう努めるものとし
る。

(委員会)

第10条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動
的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営
するものとする。

2 特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要
がある場合に設置し、その機能を十分に発揮する
よう運営するものとする。

(質問等の充実)

第11条 議会は、本会議及び委員会の目的や役割等
に応じ、一括質問一括答弁方式、分割質問分割答
弁方式、一問一答方式その他の効果的な方法等を選
択し、質問及び質疑の充実に努めるものとする。
。

(議員間の討議)

第12条 議員は、委員会をはじめとする会議におい

て積極的な議員間の討議に努め、論点及び争点を
明確にするとともに、合意形成を図り、政策立案
、政策提言等を行うものとする。

(政務調査費)

第13条 議員の調査活動の基盤の充実に図り、もつ
て議会の審議、立案等の機能を強化するため、鹿
児島県政務調査費の交付に関する条例（平成13年
鹿児島県条例第1号）の定めるところにより、政
務調査費を交付する。

2 政務調査費については、使途を公開し、透明性
を確保しなければならない。

(調査機関等の設置)

第14条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する
調査を効果的に行うため必要があると認めるとき
は、議決により、学識経験を有する者等で構成す
る審査又は調査のための機関を置くことができる
。

2 議会は、本会議及び委員会の審議等によるほか
、県政の課題及び議会運営に関して、審査、調査
、協議等を行う必要があると認めるときは、議員
で構成する検討組織を設置するものとする。

(議会事務局等)

第15条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、
議会の活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事
務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるも
のとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図
書室の機能の強化に努めるものとする。

第4章 県民と議会との関係

(県民意思の県政への反映)

第16条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政
に反映させなければならない。

(県民の議会の活動への参加)

第17条 議会は、参考人及び公聴会の制度の活用、
県民との意見交換の機会の充実等により県民の議
会の活動への参加の推進を図るものとする。

2 議会は、請願書又は陳情書が提出されたときは
、誠実な処理に努めるものとする。

(議会の説明責任)

第18条 議会は、議会の活動について、県民への説
明責任を果たすものとする。

(会議の公開等)

第19条 議会は、議会の意思決定に至る過程を明ら
かにするため、会議を原則として公開するととも
に、県民が傍聴しやすい環境等を整備するなど、
公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

(情報公開等)

第20条 議会は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）の定めるところにより公文書の開示等を行うほか、議会の活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

（広報及び広聴）

第21条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用して、積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

第5章 知事等と議会との関係

（基本原則）

第22条 議会は、二元代表制の一翼として、知事等との立場及び権能の違いを生かし、互いの役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、共通の目標である県民の福祉の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。

（監視及び評価）

第23条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

（政策立案及び政策提言）

第24条 議会は、議員提案による条例の制定、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

（議会への説明）

第25条 知事等は、次に掲げる場合は、議会に対し、その内容を説明するよう努めるものとする。

- (1) 予算を調製したとき。
- (2) 県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。

第6章 議会改革

（議会改革）

第26条 議会は、真の地方自治の実現に向け、改革を求める時代の要請を踏まえ、議会の役割及び責務を適切に果たすため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

第7章 補則

（他の条例等との関係）

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

（見直し）

第28条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

13 奈良県議会基本条例

平成22年12月14日条例第十三号

奈良県議会基本条例をここに公布する。

奈良県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員の責務及び役割（第3条—第7条）

第3章 議会運営の原則等（第8条・第9条）

第4章 県民と議会との関係（第10条—第12条）

第5章 知事等と議会との関係（第13条—第15条）

第6章 議会の機能の強化（第16条—第18条）

第7章 議会改革の推進（第19条・第20条）

第8章 議会事務局等（第21条・第22条）

第9章 補則（第23条・第24条）

附則

奈良県は、いにしえより「国のまほろば」と称され、飛鳥時代から奈良時代にかけて都が置かれ、律令国家としての形を整えた「日本のはじまり」の地である。

明治4年に大和一円を統括した奈良県は、明治9年に堺県に合併され、更に明治14年には奈良県を含んだまま堺県が大阪府に合併されたが、大和選出の府会議員や有識者が中心となり、郷土の発展を願い、不屈の精神と熱烈な郷土愛に燃えて奈良県再設置運動を繰り広げ、明治20年に再び奈良県を誕生させた歴史がある。

奈良県誕生に力を尽くした先人の郷土愛、更に幾多の先輩の諸活動を受け継ぎ、奈良県議会は、これまで、県勢の発展のために活動を行ってきた。

現在、地方分権推進のさなかにあり、地方自治体の自己決定権が拡大するなど、地方自治を取り巻く環境が大きく変化している。県民の代表機関である議会は、県民がより質の高い政策を選択できるよう、県民の意見を聴き、県政に反映させる機能を発揮するとともに、議決権を有する機関として、及び知事その他の執行機関を監視する機関として、その責務を自覚し、真摯にその役割を果たすことが求められている。

このため、本県議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、県民の代表機関としてその信託にこたえられるよう、議会のあるべき姿を明らかにするとともに、県民に開かれた議会運営、議会の機能の強化及び議会改革に努め、地方自治の確立に

向けて取り組むことを決意し、議会における最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、奈良県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにし、奈良県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び役割、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が県民の信託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、県民を代表する機関として、その機能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立を目指すものとする。

2 議会は、多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた運営に努めるものとする。

3 議会は、地方自治を取り巻く環境その他の社会情勢が変化する状況の中にあつて、常に県民の信託にこたえられるよう、議会改革を推進するものとする。

第2章 議員の責務及び役割

（議員の責務）

第3条 議員は、県民の代表として、県民の信託にこたえるため、県政の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて、県政に反映させる責務を有する。

（議員の役割）

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。

一 県政の課題について、県民の意見を聴き、及び調査研究を行うこと。

二 県政について、県民に説明すること。

三 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を担うために必要な資質の向上を図るため、不断の研さんに努めるものとする。

（会派）

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十

分に発揮することができるよう、県政の課題等に関して会派内及び会派相互間で積極的な討議に努めるものとする。

(政務調査費)

第6条 会派及び議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項及び第15項の規定に基づく政務調査費が議会の調査活動の基盤の充実を図る観点から議員の調査研究に資するため交付されるものであることを認識し、かつ、その責任を自覚して、政務調査費を適正に使用するとともに、その使途を明らかにしなければならない。

2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、県民の信託を受けた代表であることを自覚し、政治倫理の向上に努めるとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第8条 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。

2 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努めなければならない。

3 議会は、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

4 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

5 特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

(質問等の充実)

第9条 議員は、会議等において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、第3条に規定する議員の責務を自覚し、その内容の充実を努めるものとする。

2 議員は、質問等の論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努めるものとする。

3 審議又は審査に必要な説明のため議長又は委員長から出席を求められた者は、議長又は委員長の許可を得て、質問等を行う者に対して答弁に必要

な範囲内において質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第4章 県民と議会との関係

(県民参加の推進)

第10条 議会は、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

一 委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用すること。

二 請願及び陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、誠実に処理すること。

三 県政の課題を把握するため、県民との意見交換の場等を設けること。

(広報活動の充実)

第11条 議会は、多様な媒体を活用するほか、必要に応じて報告会を開催する等の方法により、議会活動に関する広報の充実を努めるものとする。

2 議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。

(会議等の公開等)

第12条 議会は、議会の意思決定過程を県民に明らかにするため、会議等を原則として公開する。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）で定めるところにより議会に関する文書を公開するとともに、議会の保有する情報の提供に努めるものとする。

第5章 知事等と議会との関係

(知事等との関係の基本原則)

第13条 議会は、二元代表制の一翼として、議会が議決権を有し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が執行権を有するという互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の向上及び県勢の発展のために努めるものとする。

(監視及び評価)

第14条 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているか監視し、並びに知事等の事務の執行及び成果について評価するものとする。

(政策立案及び政策提言)

第15条 議会は、議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

第6章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第16条 議会は、前二条に規定する議会の機能を強化するものとする。

(政策検討会議の設置)

第17条 議会は、県政の課題に関して協議又は調整を行うため、議員で構成する政策検討会議を設置することができる。

2 政策検討会議は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

(専門的知見の活用)

第18条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託の制度を積極的に活用するものとする。

第7章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第19条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、議会改革の推進に関する基本的事項について協議又は調整を行うため、議会改革推進会議を設置することができる。

(議員の定数及び選挙区)

第20条 議会は、県民の意思を県政に的確に反映できるように、議員の定数及び選挙区について、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第8章 議会事務局等

(議会事務局)

第21条 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。

2 議長は、職員の能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第9章 補則

(他の条例との関係)

第23条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(検討)

第24条 議会は、この条例の施行後、県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

14 京都府議会基本条例

平成22年12月24日条例第44号

京都府議会基本条例をここに公布する。

京都府議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動の原則（第3条—第7条）

第3章 府民と議会（第8条—第10条）

第4章 議会と知事等（第11条—第14条）

第5章 議会の運営等（第15条—第20条）

第6章 議会の活動の基盤（第21条—第24条）

第7章 補則（第25条・第26条）

附則

京都府議会は、住民自治の原則にのっとり、府民の信託にこたえ、府民福祉の増進を目指し、議会と知事による二元代表制の下、知事その他の執行機関と緊張感を持ち、かつ、真摯な態度で臨む関係を保ちながら、京都府の責任ある運営を担っている。

今、地方自治を巡っては、地方自治の本旨の具体化、真の地方自治の確立に向けた様々な取組が展開され、地域の課題は地域自らが考え、判断し、決定するという、自主的かつ自立的な住民自治の原則に基づく団体自治の運営がこれまで以上に求められる重要な時にある。

京都府議会は、これまでから、府民を代表する合議制の機関としての権能が最大限に発揮できるよう、様々な取組を進め、また、自らの改革に努めてきた。

ここに、これまでの取組や改革の成果を確かなものとし、更に発展させ、地方自治の本旨の実現、真の地方自治の確立を目指して府民の信託に全力を挙げてこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、京都府の運営における京都府議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにするとともに、議会及び京都府議会議員（以下「議員」という。）の活動の原則、府民と議会との関係、議会と知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）との関係その他議会の基本的な事項を定めることにより、議会と知事の二つの

機関による府の運営において、議会の権能を最大限に発揮しながら、府民の信託にこたえ、議会の権能の発展及び議会の機能の確立を目指し、もって府民福祉の増進及び京都府の発展を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、民主的にして能率的な府政の推進並びに国及び市町村との間の基本的関係の確立を図りながら、地方自治の本旨の具体化及び京都府の健全な発展が保障された真の地方自治の確立を目指すものとする。

第2章 議会及び議員の活動の原則

（議会の使命）

第3条 議会は、府民から信託された議員によって構成される府民の代表機関として、府民の意思を的確に把握し、その反映を図りつつ必要な意思決定を行うことにより、府民福祉の増進及び京都府の発展に取り組むことをその使命とする。

（議会の活動の原則）

第4条 議会は、府民の意思の的確な把握、府民への積極的な情報の提供等に努めることにより、議会の透明性の向上及び府民の信頼の確保に努めなければならない。

2 議会は、府政が抱える課題及び知事等の事務事業の執行状況等を踏まえながら、機動的かつ能動的な活動に努めるものとする。

（議員の使命）

第5条 議員は、府民から信託された府民の代表として、府民全体を考え、府民の多様な意見を把握し、府民の意思を的確に府政に反映させ、府民に説明することにより、府民福祉の増進及び京都府の発展に取り組むことをその使命とする。

（議員の活動の原則）

第6条 議員は、府民の信託にこたえるため、府民の意思及び府政が抱える課題を的確に把握し、積極的に政策の提案及び提言を行うとともに、府及び議会の情報の積極的な提供に努めなければならない。

2 議員は、府民の信託を受けた、社会的、倫理的な責任を負う立場にあることに鑑み、識見を持った議員としての活動を行うとともに、不断の研さんに努めなければならない。

（会派）

第7条 議員は、議会の活動を円滑に行うこと等のため、会派を結成することができる。

2 会派は、会派活動を通じて、会派及び所属議員の政策能力の向上に努め、積極的な政策の立案及

び提言に努めなければならない。

- 3 会派は、会派間の協議、調整等を行うこと等により、円滑かつ効率的な議会の運営に努めるものとする。

第3章 府民と議会

(府民と議会との関係)

第8条 議会は、府の意思決定機関として、府民の意思を府政に反映させるとともに、府民の信託にこたえること等の活動を展開することに努めなければならない。

- 2 議会は、府民に対して、府の意思決定機関としての活動等議会活動に関して説明する責務を有する。
- 3 議会は、府民の多様な意見を把握するための場の設置など、府民が議会の活動に参画できる機会を確保することに努めるものとする。

(広報広聴機能の充実と府民の意見)

第9条 議会は、その活動に関し、多様な媒体を活用するなど、府民に対する積極的な情報の提供に努めるものとする。

- 2 議会は、参考人制度、公聴会制度等を積極的に活用すること等により、多様な府民等の意見の把握に努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情が提出されたときは、誠実かつ適切な処理及び審査を行わなければならない。

(透明性の向上)

第10条 議会は、情報の積極的な提供、本会議及び委員会等の会議の公開、論点を明確にした審議の充実等の取組を推進することにより、その活動に関する透明性のより一層の向上に努めるものとする。

- 2 前条第1項及び前項の取組の実施に当たっては、様々な手法を活用しながら、府民等が利用しやすい環境の整備を図ることにより、その実効性の確保に努めるものとする。

第4章 議会と知事等

(議会と知事との関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事の権能との違いを認識し、かつ、知事の役割を尊重しつつ、緊張感のある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に発揮し、共通の目標である府民福祉の増進に努めなければならない。

(事務事業等の点検、監視及び評価)

第12条 議会は、知事等が執行する施策及び事務事

業について、点検、監視及び評価を行う責務を有する。

- 2 議会は、前項の点検、監視及び評価を行った場合において、必要があるときは、知事等に対し、適切な措置及び対応を講じることを求めるものとする。

(政策の提言及び提案)

第13条 議会は、議員提案による条例の制定等積極的な政策の立案を行うものとする。

- 2 議会は、知事等に対し、審議、決議等を通じて、政策の提言及び提案を行うものとする。
- 3 議会は、議会としての政策の提言及び提案を行ったときは、知事等に対し、その趣旨を尊重するよう求めるものとする。

(審議に関する資料の請求等)

第14条 議会は、議案等の審議の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議に係る事項について、資料の提出、説明等を求めるものとする。

第5章 議会の運営等

(議会の運営の原則)

第15条 議会は、その権能及び機能を最大限に発揮しながら、合議制の機関としての審議の充実と能率的な運営に努めなければならない。

(本会議)

第16条 定例会の回数については、京都府議会定例会条例（昭和31年京都府条例第23号）の定めるところによる。

- 2 定例会及び臨時会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、会議規則の定めるところによる。

(委員会)

第17条 委員会は、府政の課題を的確に把握し、委員会の専門性と特性を生かした運営に努めるものとする。

- 2 常任委員会は、府政の課題、知事等による政策の形成、事務事業の執行の状況等に対応して機動的に開くものとする。
- 3 特別委員会は、府政の課題等に対応して必要がある場合に設置するものとする。

(審議の充実)

第18条 議会は、議会が定める多様な方式による議員の質疑及び質問、審議に係る論点等を明確にするための議員相互による討論を行うこと等により、真摯な議論の展開及び審議の充実を努めなければならない。

(議会の意思の発信)

第19条 議会は、意見書、決議等により、積極的に議会の意思を発信するものとする。

(調査研究)

第20条 議会は、議案及び知事等の事務に関する調査を行うほか、府政及び議会運営に関する課題の解決に資するための必要な調査研究を行うものとする。

2 議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、府民、議員等で構成する調査研究のための機関を設置することができる。

3 議員及び会派は、府政及び議会運営に関する課題の解決に資するための必要な調査研究の実施に努めるものとする。

4 議員及び会派は、調査研究に資するために交付を受けた政務調査費の用途に関し、説明する責務を有する。

第6章 議会の活動の基盤

(議員の定数及び選挙区)

第21条 議員の定数及び選挙区については、京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例(昭和54年京都府条例第1号)の定めるところによる。

2 議会は、議員の定数及び選挙区に関して検討又は見直しを行う場合は、議会及び議員の活動を通じて府民の意思が府政に反映できることに配慮するものとする。

(議会の機能の強化)

第22条 議会は、その権能を発揮し、及び発展させるため、議会改革に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不断の見直しを行うものとする。

2 議会は、知事等の事務事業の執行状況等の点検、監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能について、会議における審議の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。

3 議会は、他の地方議会等との連携を図りながら、その権能の発展及び機能の強化を図るための活動、研究等を行うものとする。

(議会事務局)

第23条 議会は、その権能の発揮及び機能の充実に向けた取組の強化並びに議会の活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織の体制整備に努めるものとする。

(議会図書館)

第24条 議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書館の充実に努めるものとする。

第7章 補則

(他の条例等との関係)

第25条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

(条例の見直し)

第26条 議会は、社会情勢の変化、府民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

15 広島県議会基本条例

平成22年12月27日条例第45号

広島県議会基本条例をここに公布する。

広島県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の役割と機能（第3条—第5条）

第3章 議員活動（第6条—第9条）

第4章 議会運営（第10条・第11条）

第5章 知事等との関係（第12条—第15条）

第6章 県民との関係（第16条—第18条）

第7章 政治倫理（第19条）

第8章 議会改革（第20条・第21条）

第9章 補則（第22条・第23条）

附則

地方分権改革の進展により地方公共団体を取り巻く環境が大きく変わりつつある今日、真の地方自治を確立するためには、地方公共団体の自主性や自立性をより一層高める必要があり、地方議会の果たすべき役割は極めて大きい。

こうした中、本県議会は、知事その他の執行機関の事務の執行に対する監視機能を発揮しつつ、政策の立案や提言に積極的に取り組むとともに、合議制の機関として県民にわかりやすい議論を尽くし、県民の視点で行動する、県民に開かれた議会を目指していく決意である。

本県議会においては、これまでさまざまな自己改革を進めてきたが、国と地方の関係を大胆に見直そうとする地方分権改革に対応していくためには、さらなる抜本的な議会改革が不可避である。

このため、本県議会は、議会の基本理念、議会の役割と機能、議員の責務等をあらためて明らかにするとともに、議会と知事等との関係においては、国政との違いを踏まえ、お互いがよりよい県政の実現に向けて切磋琢磨せつさたくましていく真の二元代表制を打ち立て、さらに、議会と県民との関係においては、説明責任を果たしながら県民の意思を適切に県政に反映していくことに取り組み、もって、分権型社会の実現に向けた気概のある議会の確立を図るものである。

ここに、本県議会は、県民の負託にこたえ、県民に信頼される議会を構築するため、議会改革をさらに推し進めることを誓い、地方分権を先導していく議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、広島県議会（以下「議会」という。）における最高規範として、議会の基本理念を定め、その実現を図るため、議会の役割、広島県議会議員（以下「議員」という。）の責務、議会運営の原則等を明らかにし、議会が県民の負託にこたえ、もって県民生活の向上、県勢の伸張及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議会の役割と機能

（議会の使命）

第3条 議会は、県民の意思を代表する議員の議会活動を通じて、県民の多様な意見を集約し、県政に反映させることを使命とする。

（議会の役割）

第4条 議会は、前条の使命を果たすために、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 議事機関として、議決により県の意思決定を行うこと。
- 二 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- 三 議員提案による条例の制定、決議等を通じて、独自の政策の立案及び提言を行うこと。
- 四 県政に関する調査を行うこと。
- 五 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に説明すること。
- 六 決議、意見書等により、国等に意見表明を行うこと。

（議会機能の充実）

第5条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。

2 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、調査又は諮問のための機関を設置することができる。

第3章 議員活動

(議員の責務)

第6条 議員は、県民の代表として、県民及び県全体の利益を考え、県民の負託にこたえる責務を有する。

2 議員は、議会の構成員として議会活動を担う責務を有する。

(議員活動と役割)

第7条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 県政に関する県民の意思の把握に努めること。
- 二 県政の課題及び政策に関する情報収集に努めること。
- 三 議員としての資質の向上を図るため、自己研さんに努めること。
- 四 自らの議会活動について、県民への説明に努めること。

(会派)

第8条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、公正かつ活発な議会運営に資するため、必要に応じて、会派間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。

3 会派は、県政に関する県民の意思の把握、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究並びに所属議員の議会活動に必要な研修等を行うよう努めるものとする。

(政務調査費)

第9条 会派は、議会の役割及び議員の職務を十分に認識したうえ、調査研究並びに広聴及び広報に資するため、政務調査費の交付を受けるものとする。

2 政務調査費の交付については、別に条例の定めるところによる。

第4章 議会運営

(議会運営の原則)

第10条 議会は、透明性及び公正性を確保し、県民に開かれた運営を行うものとする。

2 議会は、合議制の機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。

(委員会)

第11条 議会は、常任委員会を、県政の課題に対応して積極的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 議会は、特別委員会を、県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

第5章 知事等との関係

(知事等との関係の原則)

第12条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する知事等との互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。

(議会への説明等)

第13条 議会は、知事等が予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、知事等に対し、その内容の説明を求め、政策提言等を行うものとする。

2 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更にあたっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。

(質問等の充実)

第14条 議員は、議場で質問及び質疑を行うに当たっては、一括質問、一問一答等の方式により、県民に論点を明らかにするよう努めるものとする。

(知事等による確認)

第15条 知事等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で質問及び質疑の趣旨を確認することができる。

第6章 県民との関係

(県民と議会の関係)

第16条 議会は、県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 議会は、県民等の知見及び意見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を、県民の政策提案ととらえ、必要と認める場合、県民の意見を聴く機会を設けることができる。

(広聴及び広報)

第17条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広聴及び広報に努めるものとする。

2 会派及び議員は、議会活動に関して積極的な広

聴及び広報に努めるものとする。

(会議の公開等)

第18条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、本会議及び委員会を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を速やかに公表するよう努めるものとする。

2 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、議会活動に関する資料を、別に条例で定めるところにより公開するとともに、本会議及び委員会の会議録を県民が閲覧できるようにするものとする。

第7章 政治倫理

(政治倫理)

第19条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、品位を保持するよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例の定めるところによる。

第8章 議会改革

(議会改革の推進)

第20条 議会は、自らの改革に不断に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進委員会を設置する。

(議会事務局)

第21条 議会は、議会活動を補佐する議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

第9章 補則

(他の条例との関係)

第22条 議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

。

(条例の見直し)

第23条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

16 愛媛県議会基本条例

平成23年3月18日条例第34号

愛媛県議会基本条例を次のように公布する。

愛媛県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員の責務及び活動（第3条—第6条）

第3章 議会運営（第7条—第9条）

第4章 県民との関係（第10条—第14条）

第5章 知事等との関係（第15条—第19条）

第6章 議会改革（第20条・第21条）

第7章 議員の政治倫理（第22条・第23条）

第8章 議会事務局等（第24条・第25条）

第9章 補則（第26条・第27条）

附則

愛媛県議会は、明治10年6月に公選制の特設県会として産声を上げた。全国共通の第1回県会が明治12年3月に一斉に開催されたが、それに先立つこと1年9箇月、全国に先駆けた誕生であった。以来、134年、県民生活の向上を希求する先人たちの英知と不断の努力の下、本県議会は、幾多の困難を乗り越え、郷土愛媛の発展に寄与してきた。

こうした中、近年では、平成12年のいわゆる地方分権一括法や平成19年の地方分権改革推進法の施行などによる地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う議会の役割及び責務が増大し、議会機能の充実強化が求められているなど、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化してきた。

本県議会は、先人たちの志を継承し、県民に開かれた公平かつ公正な議会運営に取り組んできたが、これまで以上にその役割を果たし、県民の信頼と期待に応じていくためには、透明性の高い議会運営を進めるとともに、県民の意思が県政に反映されるよう、一層、審議を活発化させ、積極的に政策立案及び政策提言に取り組むなど、更なる改革を推進しなければならない。

また、二元代表制の下、議会は、知事その他の執行機関とは、互いの立場や機能を尊重しつつ、緊張ある関係を維持するとともに、切磋琢磨しながら連携し、共通目的である県民福祉の向上及び県政の発展に取り組まなければならない。

ここに、本県議会は、県民から選ばれた代表としてその責任を自覚し、県民の負託に全力で応えてい

くことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本理念を定め、及び議員の責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、及び地方分権の進展に対応した主体的な議会運営を確立するとともに、県民の負託に的確に応え、もって県民福祉の向上及び県政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、二元代表制の一翼を担い、県の意思決定を行う議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議員の責務及び活動

（議員の責務）

第3条 議員は、県民の代表としての自覚及び責任感を持ち、常に県民全体の利益を考え、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握することにより、議会活動を通じて県民の負託に応える責務を有する。

（議員の活動）

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 議会に提出された議案の審議及び審査を行うこと。
- (2) 予算が適正に執行されているかどうかを監視すること。
- (3) 県の政策形成に関わる調査及び企画、政策立案並びに政策提言を行うこと。
- (4) 県政について、県民の意見を聴き、及び県民に説明すること。

（議員の能力の向上）

第5条 議員は、前条各号に掲げる活動に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究を通じて、不断の自己研さんに努めるものとする。

（会派）

第6条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、県政の課題等に関し、会派内及び会派相互間で調整を行い、議会全体としての合意形成に努めるものとする。

第3章 議会運営

（議会運営）

第7条 議会は、本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「本会議等」という。）の議事を公正、円滑かつ効率的に行うとともに、県民に開かれた透明性の高い運営に努めるものとする。

（本会議及び委員会）

第8条 本会議は、全議員で構成し、議会の最終的な意思決定を行うものとする。

2 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

3 特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新しい県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

（議会の機能強化）

第9条 議会は、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言に関する機能を強化するものとする。

第4章 県民との関係

（県民の意思の反映及び県民参加の機会の充実）

第10条 議会は、県民の意思を的確に把握し及び県政に適切に反映させるため、委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度の積極的な活用を努めるものとする。

2 議会は、請願、陳情等があったときは、誠実に処理するものとする。

（議会の説明責任）

第11条 議会は、議会活動の透明性の確保に努め、県民に対する説明責任を果たすものとする。

（広報広聴活動の充実）

第12条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、広報広聴活動の充実を図るものとする。

（会議の公開）

第13条 議会は、本会議等の公開に当たっては、県民が傍聴しやすい環境を整備し、会議の公開の実効性を確保するものとする。

（情報公開）

第14条 議会は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）の定めるところにより公文書の公開を行うとともに、本会議及び委員会の会議録を広く県民が閲覧することができるようにするものとする。

第5章 知事等との関係

（知事等との関係の基本原則）

第15条 議会は、二代表制の下、知事等との立場及び機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、自らが持つ機能を遂行しなければならない。

（監視、評価等）

第16条 議会は、知事等の事務が適正、公平かつ効率的に執行されているかどうかを監視し、及び評価するとともに、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

（県政に関する調査等の権限）

第17条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。

（政策立案及び政策提言）

第18条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

（重要な政策に関する資料の請求等）

第19条 議会は、知事等が県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策を作成し又は変更するときは、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるとともに、関連する政策立案及び政策提言を行うものとする。この場合において、知事等は、これらに誠実に対応するものとする。

第6章 議会改革

（議会改革の推進）

第20条 議会は、地方分権の進展等の社会情勢の変化に対応し、継続的に議会改革に取り組むものとする。

（他の地方公共団体の議会との連携）

第21条 議会は、議会改革を効果的に推進するため、他の地方公共団体の議会と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理

（議員の政治倫理）

第22条 議員は、県民の代表として、重大な使命を有し及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。

（資産等の公開）

第23条 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資

するため、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年愛媛県条例第49号）の定めるところにより、積極的に行われなければならない。

第8章 議会事務局等

（議会事務局）

第24条 議会は、その政策立案及び政策提言に関する機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

（議会図書室）

第25条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第9章 補則

（他の条例等との関係）

第26条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

（条例の見直し）

第27条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市議会基本条例

平成21年6月23日条例第21号

川崎市議会基本条例をここに公布する。

川崎市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員（第3条～第5条）

第3章 議会と市長等との関係（第6条～第8条）

第4章 議会運営（第9条～第11条）

第5章 市民と議会（第12条～第14条）

第6章 議会の体制整備（第15条～第18条）

第7章 他の条例との関係等（第19条・第20条）

附則

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

行政需要が増大する今日、本市では、地方分権時代における自律的な自治運営を支えるため行財政能力を更に強化することに加え、大都市が抱える諸課題に対してよりの確に対応することが必要となってきたており、本市の議事機関である市議会の役割がますます重要となっている。

こうした中、議員は、市民の負託にこたえとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ本市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。

また、市議会そして議員が期待される役割を果たしていくためには、従来の考えや活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、地方公共団体の議会の権限を更に強化していくこと、そして議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要となっている。

市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

（条例の尊重等）

第2条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会を運営しなければならない。

第2章 議会及び議員

（議会の役割及び活動原則）

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 議会の役割を不断に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。

（議員の役割及び活動原則）

第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議会の会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）において議案等の審議、審査等を行うこと。
- (2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意

見を市政に反映させること。

- 2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
 - (1) 市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと。
 - (2) 市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、的確な判断を行うこと。
 - (3) 自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努めること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

第3章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第6条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(議会への説明等)

第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画（市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいう。以下同じ。）等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。

- 2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。
- 3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

(議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定又は変更
- (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）

のうち特に重要なものの策定又は変更

- (3) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

第4章 議会運営

(会議等の運営)

第9条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。

(委員会の活動)

第10条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮しなければならない。

- 2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

(会議における質疑応答等)

第11条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとする。

- 2 市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。
- 3 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる。
- 4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。

第5章 市民と議会

(市民との関係)

第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

- 2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用を努めるものとする。

(広報の充実)

第13条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。

(会議等の公開)

第14条 議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

第6章 議会の体制整備

(議会の機能の強化)

第15条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

(調査機関の設置)

第16条 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会局)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させることにより、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

第7章 他の条例との関係等

(他の条例との関係)

第19条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定める。

2 前項の条例について、これを制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するものとする。

(条例の見直し)

第20条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

さいたま市議会基本条例

平成21年12月24日条例第55号

さいたま市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の責務（第2条・第3条）

第3章 議会の活動（第4条—第14条）

第4章 議員の活動及び会派（第15条・第16条）

第5章 市民の議会（第17条—第21条）

第6章 市長等との関係（第22条—第26条）

第7章 定数、議員報酬等及び政務調査費（第27条—第29条）

第8章 政治倫理（第30条）

第9章 議会局等（第31条・第32条）

第10章 補則（第33条—第35条）

附則

さいたま市議会は、指定都市の議会として、市民の多様かつ広範な意見を把握し、市の意思や政策に適切に反映させていく使命を担っている。

議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関に対して抑制と均衡の関係にあり、その自主と自立の実現が不可欠である。

真の分権社会を実現し、市民を取り巻く多くの課題を解決するためには、それらに的確に対応できる自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた「地方政府」の確立が必要である。

よって、さいたま市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理と、直接選挙により選ばれた民主的正当性に基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、揺るぎない地方政府を確立することを通じ、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、さいたま市議会（以下「議会」という。）及びさいたま市議会議員（以下「議員」という。）の責務、活動の原則、組織、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係等について明らかにするとともに、自主的かつ自律的な議会運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の使命を果たすことにより、市

民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の責務

（議会の責務）

第2条 議会は、市民の意見の把握と調整を図り、様々な解決の方策の中から市民福祉の向上と市の発展のための適切な選択をし、及び議論の過程を積極的に公開することに努めなければならない。

（議員の責務）

第3条 議員は、市民の代表者としての品位を保持し、能力の向上に努めるとともに、市民の意見を的確に把握し、広い視野から情報収集を行い、市民全体の利益を勘案して職務を行わなければならない。

第3章 議会の活動

（議会の活動）

第4条 議会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 条例の制定を通じて自治立法権を有効に発揮するとともに、意見書の提出、決議等により積極的に政策の形成、政策の提言等を行うこと。
- (2) 市政に関する課題に的確かつ迅速に対応するため、活発な質疑及び質問並びに調査研究を通じて市長等の事務（第22条第2項に規定する市長等の事務をいう。第11条、第18条及び第24条において同じ。）を監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 議決機関として活発な議論を通じ、市民の意見の調整を行い、政策の決定を図ること。
- (4) 内外の社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、調査機能の向上に努め、市民の視点に立った政策を形成すること。
- (5) 第7条第1項の本会議、第8条第1項の委員会その他この条例の規定により置く会議において、議員相互間の議論を行うこと。
- (6) 議会への理解と信頼の向上のため、議会運営の透明性を確保するとともに、議会の諸活動を市民に説明すること。
- (7) 議会の組織の編成に当たっては、その時々々の市政に関する課題に応じ、柔軟かつ弾力的な運営が可能となるようにすること。

（議長及び副議長）

第5条 議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の

- 整理に努め、議会の事務をつかさどる。
- 3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。
(招集の請求及び会期)
- 第6条 議長は、付議すべき事件があるときは、議会運営委員会の議決を経て、臨時会の招集を市長に請求することができる。
- 2 議員は、その定数の4分の1以上の者により、臨時会の招集を市長に請求することができる。
- 3 定例会及び臨時会の会期は、議会が決定する。
(本会議)
- 第7条 議会の意思は、議場に参集したすべての議員による定例会又は臨時会の会議(以下「本会議」という。)でこれを決定する。
- 2 議会の議決を要する事件は、本会議の議決を経てその効力を生ずる。
(委員会)
- 第8条 議会に、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会(以下これらを「委員会」という。)を置く。
- 2 常任委員会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。
- (1) 市政に関する課題及び市の事務に関する調査並びに付託された事件の審査を自主的かつ自立的に行うこと。
- (2) 常任委員会の有する専門性の見地から調査及び審査を行うこと。
- 3 議会運営委員会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。
- (1) 所管する事項の調査又は議案等の審査に当たっては、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するよう努めること。
- (2) 議長の諮問に関する調査又は審査に当たっては、前号の趣旨を踏まえてこれを行い、意見を述べること。
- 4 特別委員会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。
- (1) 特別委員会の設置の議決に当たっては、その目的、付議された事件の内容、委員の数、設置する期間を明らかにすること。
- (2) 特定の事件について審査する機関としての見地から、効率的な審査を行うこと。
- 5 委員会は、市民の意見を把握するため、公聴会及び参考人の制度を活用するものとする。
- 6 委員会に、その効率的な運営を確保するため、各党派(第16条に規定する党派をいう。第11条及び第29条において同じ。)を代表する者等で構成する会議を置くことができる。

- 7 委員会は、調査を行った事務等若しくは審査を行った事件について必要があると認めるとき、又は議会から求められたときは、本会議においてその報告を行う。
(委員長及び副委員長)
- 第9条 委員長は、調査又は審査を行う委員会の特性を発揮させるよう努めなければならない。
- 2 委員長は、委員会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、委員会の事務をつかさどる。
- 3 前2項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合に準用する。
(その他の会議)
- 第10条 議会に、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための会議を置くことができる。
(質疑及び質問等)
- 第11条 会派に所属する議員は、当該会派を代表して、本会議において議長の許可を得て、提出された議案に関する質疑(以下「質疑」という。)又は市長等の事務に関する質問(以下「質問」という。)をすることができる。
- 2 前項のほか、すべての議員は、本会議において議長の許可を得て、質疑又は質問をすることができる。
- 3 前2項の質疑又は質問は、議長にその要旨をあらかじめ文書で通告しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときその他特別の事情があるときは、議員は、議長の許可を得て質疑をし、又は議会の同意を得て質問をすることができる。
- 5 委員会の委員は、委員会において委員長の許可を得て、質疑をし、質問をし、又は自己の意見を述べることができる。この場合において、委員が質問をしようとするときは、委員長にその要旨をあらかじめ文書で通告しなければならない。
- 6 質疑又は質問は、一問一答の方法等により行うことができる。
- 7 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員又は委員による質疑又は質問に対する答弁に必要な範囲内で、議長又は委員長の許可を得て、当該質疑又は質問を行った議員又は委員に対してその趣旨を確認するための発言をすることができる。
(意見書及び決議)
- 第12条 議会は、市民福祉の向上と市の発展に資するため、国会又は関係行政庁等に意見書を提出し、その意見を表明する。
- 2 議会又は委員会は、市民福祉の向上と市の発展に資するため、重要かつ喫緊の事項について決議

し、その意思を表明する。

(議員の派遣)

第13条 議会は、議案の審査又は市政に関する課題若しくは市が推進すべき事務の調査研究に必要があると認めるときは、議員を派遣することができる。

(学識経験者等の活用)

第14条 議会は、議会における審議の充実、議会による政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を活用することができる。

第4章 議員の活動及び会派

(議員の活動)

第15条 議員は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 市民の意見と市政に関する課題を的確に把握し、政策の決定及び形成に適切に反映させること。
- (2) 市民を代表する機関を構成する者として、市民福祉の向上と市の発展に資する調査研究を積極的に進めること。
- (3) 市の政策の効果を適切に評価し、その公表に努めること。
- (4) 議会における政策の決定の過程等について、市民に説明すること。

(会派)

第16条 議員は、政策の決定及び形成に資するため、その理念を共有する議員の集団として会派を結成することができる。

- 2 各会派は、政策の決定及び形成その他の議会活動に関し相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。
- 3 議会に、前項の協議を行うために、各会派を代表する者で構成する会議を置く。
- 4 議会は、議会にいずれの会派にも属さない議員があるときは、前項の会議及び第8条第6項の規定により置く会議につき、当該議員に対し、適切な配慮を行うものとする。

第5章 市民の議会

(市民の参画)

第17条 議会は、市民の代表者で構成する機関であることを踏まえ、自ら行う政策の形成の過程において市民が参画できる機会の提供に努めなければならない。

(広聴)

第18条 議会は、市政に関する課題に対する市民の

意見を把握し、これを政策の適否の判断に当たつての基礎とするため、広聴の充実に努めなければならない。

- 2 前項の目的を達成するため、議案の審議及び市長等の事務の調査等に当たっては、公聴会又は参考人の制度等を積極的に活用するものとする。

(傍聴等)

第19条 本会議及び委員会は、市民が主体的に市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で公開しなければならない。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広報)

第20条 議会は、市民が議会における決定の過程及び結果に関する情報を入手することができるよう、広報紙の発行、インターネットの利用その他の方法により広報の充実に努めなければならない。

(会議録等)

第21条 議長は、本会議の議事等の会議録を作成し、及び保管する。

- 2 委員会の議事等の記録は、委員長が作成し、議長が保管する。
- 3 第1項の会議録及び前項の記録は、写しの閲覧、インターネットの利用その他の方法により公開しなければならない。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

第6章 市長等との関係

(市長等との関係)

第22条 議会は、市長等の事務の適正な執行を確保するため、厳正な監視及び調査を行う。

- 2 前項の市長等の事務は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務(国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の3第2項に規定する事務を除く。)のほか、市の予算の適正な執行を確保するため、市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資しているもの、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務で当該財政的

援助等に係るものを含めるものとする。

(市長等の出席)

第23条 議長は、本会議の審議に必要な説明又は答弁のため、市長等の出席を求めることができる。

2 委員会は、委員会の調査又は審査に必要な説明又は答弁のため、議長を通じて市長等の出席を求めることができる。

(資料の提出その他の協力)

第24条 議会は、市の政策及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長その他の関係する者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 議会は、自ら行う政策の決定及び形成に資するため、市長等に対し、資料の提出、意見の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議決事件の拡大)

第25条 議会は、市民の負託にこたえる市政運営を実現し、市民福祉の向上と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討するものとする。

(区行政との関係)

第26条 議会は、区で執行される事務その他区の行政について具体的かつ個別的に検討する場を設けることができる。

第7章 定数、議員報酬等及び政務調査費

(議員の定数)

第27条 議員の定数は、法令及びこの条例で定める活動の推進と、議会の備えるべき監視機能、調査機能及び政策形成機能の確保の観点から踏まえて、これを定める。

(議員報酬及び期末手当)

第28条 議員報酬及び期末手当は、指定都市の議会の議員としての活動範囲及び調査審議事項の複雑多様化のほか、市の財政状況、社会経済情勢、他の地方公共団体の状況等を踏まえて、これを定める。

(政務調査費)

第29条 会派及び議員は、政策の決定及び形成並びに市政に関する課題に係る調査研究に要する経費の一部に政務調査費を充てることができる。

2 会派及び議員は、前項の趣旨を尊重し、効果的かつ効率的に政務調査費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第30条 議員は、職務に関する倫理を保持し、公正を疑わせるような行為をしてはならない。

2 議員は、毎年、資産等の公開をしなければならない。

第9章 議会局等

(議会局)

第31条 議会は、その機能を充実強化し、効果的な運営を確保するため、事務局として議会局を置く。

2 議会局は、議長の指揮監督の下、議会に関する事務を執行する。

3 議会は、専門的な知識経験を有する者を活用する等、議会局の体制の強化及び運営の充実を図ることができる。

(議会図書室)

第32条 議会は、議員の調査研究に資する図書その他の資料を収集し、整理する議会図書室を置く。

2 議会は、議会図書室の一般の利用に配慮するものとする。

第10章 補則

(適用範囲)

第33条 この条例は、議会及び議員がその職務を行い、又はその権限に基づき活動するときに適用する。ただし、第30条の規定は、議員がその職にある限り適用する。

(他の条例等との関係)

第34条 この条例は、議会における基本的な事項を定めるものであり、議会に係る他の条例その他の規程を制定し、又は改廃しようとするときは、この条例の趣旨に矛盾し、又はこの条例の規定に抵触するものであってはならない。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、条例、規則、議会の告示その他の規程で定める。

(議会の在り方の検討)

第35条 議会は、その責務を確実に果たしていくための在り方について検討を重ね、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めた所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

名古屋市議会基本条例

平成22年3月29日条例第14号

名古屋市議会基本条例をここに公布する。

名古屋市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民と議会（第4条—第6条）

第3章 議会と市長（第7条・第8条）

第4章 議会の運営（第9条—第15条）

第5章 議員定数・議員報酬等（第16条・第17条）

附則

私たち名古屋市会は、選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。

憲法は、地方自治体の制度として、それぞれ直接選挙で選ばれた議員からなる議会と市長とによる二元代表制をとっており、議会と市長とは、相互に独立対等な立場で、緊張関係を保ちながら、市政を運営していく仕組みとなっている。すなわち、議会は、市の方針等を決定し、市の仕事が適切に行われているかをチェックし、一方、市長は、行政の執行責任者として、市の施策を実施し、両者がそれぞれ適切に役割を果たすことで、よりよい市政を実現していくことが期待されている。

近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現する地方主権への転換が進められていく中、名古屋市政をより市民の視点に立ったものとしていくためには、市民に身近な存在であり、多様な意見を反映することができる議会のさらなる充実・強化が求められている。

そこで、私たち名古屋市会は、活動理念を明らかにし、本市の住民自治と民主主義を発展させ、市民生活の向上を図るため、自ら抜本的な議会改革に取り組み、市民の声を聴き、市民の視点から政策立案、政策提言できる議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例（以下「議会基本条例」という。）は、地方自治の本旨に基づき、市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定めることにより、市長及び議員がともに市民により選出される二元代表制の

下での議会と議員の役割を明らかにするとともに、市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会を作り上げることを目的とする。

（議会の役割及び活動原則）

第2条 議会は、二元代表制の下、次に掲げる役割を担う。

- (1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行う。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行う。
- (3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行う。
- (4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行う。

2 議会は、前項の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 市民の多様な意見を議会審議に反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議と討論を行う。
- (2) 積極的に情報公開を進めるとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行い、様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たす。
- (3) 充実した審議及び政務調査を通して、議会の本来の機能である政策決定を行うため、市長等とは常に必要な緊張関係を保持する。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議員は、市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議と討論を尽くし、本市の意思決定を行う。
- (2) 議員は、自らの議会活動を市民にわかりやすく説明する。
- (3) 議員は、市民の代表であることを自覚し、研さん、研修等を通じ、常に自らの資質向上に努めるとともに、広い視点と長期的展望を持って公正かつ的確な判断を行う。
- (4) 議員は、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する。
- (5) 議員は、議員相互間において、市民の多様な意見を反映した闊達な討議を尽くす。

第2章 市民と議会

（市民参加の促進、市民の多様な意見の反映）

第4条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に

参加する機会を確保するように努める。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。

- 2 議会は、請願及び陳情の審査における口頭陳情の実施、市民議会演説制度の実施など、市民が議会活動に参加する機会の確保に努める。
- 3 議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を活用するように努める。
- 4 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる。

(広報の充実)

- 第5条 議会は、市会だより、ウェブサイト、インターネット中継等多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信する。
- 2 市会だより、ウェブサイト等は、議会活動を市民にわかりやすく説明するため、議員で構成する編集委員会により編集する。
 - 3 議会の広報の内容及びあり方については、常に検証し、充実する。

(情報の公開)

- 第6条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議等の日程、議題等を市民に周知する。
- 2 議会は、会議を休憩するとき又は変更のあるときは、再開の時刻等の情報を傍聴者に周知するように努める。
 - 3 議会の会議等で用いた資料は、積極的に公開する。
 - 4 議会は、重要な議案についての議員ごとの賛否を公開する。
 - 5 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整備する。

第3章 議会と市長

(市長等との関係)

- 第7条 議会は、市長と同じく市民から選挙された議員による議事機関であり、市長とは独立対等の立場で、緊張関係を保ちながら、本市の意思決定を行う。また、市長等の事務の執行について監視及び評価を行い、政策立案及び政策提言に取り組む。
- 2 議会は、その役割を適切に果たしていくため、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項として、別に定める。

(予算等に対する議会の役割)

- 第8条 議会は、予算編成過程又は市政に係る重要な政策等の提案過程において、可能な限り、議会が必要とする資料提供等を求めることができる。
- 2 議会は市長が、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するように求めることができる。
 - 3 議会は、予算又は市政に係る重要な政策等の提案を受けたときは、必要に応じて、市民の意見を聴取する会を開催するなどにより、市民の意見を審議に反映させる。
 - 4 市長等は、予算の調製又は市政に係る重要な政策若しくは施策の立案に当たっては、議会の政策提言の趣旨を尊重しなければならない。
 - 5 議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議する。

第4章 議会の運営

(会議の運営原則)

- 第9条 議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進する。
- 2 議会の会議等は、公開を原則とする。
 - 3 議会運営上の課題については、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。

(会期等)

- 第10条 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう、必要な審議日数を確保する。
- 2 議会は、前項の目的を達成し、また市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができる会期を定める。

(委員会活動)

- 第11条 委員会は、資料等を積極的に公開し、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、委員間の討議も行い、その経過や結果を本会議において的確に委員長が報告し、その機能を十分に発揮する。
- 2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う。
 - 3 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求する。この場合において、市長等は、誠実に対応しなければならない。

4 特別委員会は、付議事件について、適切かつ迅速に対応するため、目標、期間を定めて、課題の審議、調査を行う。なお、設置目的が達成された場合は、機動的に改組又は廃止する。

(質疑応答の基本原則)

第12条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について、会議等において市民にとって論点及び争点を明らかにするよう質疑し、又は質問する。この場合において、市長等は、誠実に答弁しなければならない。

2 会議等における議員と市長等の質疑応答については、議会は、必要に応じ一括質問一括答弁方式又は一問一答方式を選択する。

3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

(会派の位置付け)

第13条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行う。

(政策立案機能及び調査機能の強化)

第14条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化する。

2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用する。

3 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置する。

4 議員は、議員間における討議を通じて、政策立案、政策提言等を積極的に行うとともに、必要に応じ、検討会等を設けることができる。

5 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する市会事務局を機能強化する。

6 議会は、議員の調査研究及び行政の監視活動を充実させるために、議会から求めがある場合には、人員の配置、予算の計上その他の必要な措置を市長に求めることができる。

(図書室の充実)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する市会図書室を適正に管理し、市民が利用しやすい運営をするとともに、その機能を強化する。

2 議会は、市会図書室において、議会に関する情

報を整理し、市民に対し情報を発信する。

第5章 議員定数・議員報酬等

(議員定数及び議員報酬に関する基本的な考え方)

第16条 議員定数及び議員報酬に関しては、別に条例で定める。これらの条例について、これを制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、これを提出する。この場合、民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる。

2 議員定数については、地方自治法の趣旨を踏まえ、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、各層の多様な民意を市政に反映させるために必要な人数を確保し、人口比例等を考慮し、別に条例で定める。

3 議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、本市の財政規模、事務の範囲、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

(政務調査費に関する基本的な考え方)

第17条 政務調査費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務調査費による活動成果を市民へ報告するよう努める。

2 政務調査費に関しては、別に条例で定める。この条例を制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、これを提出する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市議会基本条例

平成22年12月20日条例第33号

広島市議会基本条例をここに公布する。

広島市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第4条～第7条）

第3章 市民との関係（第8条～第11条）

第4章 市長等との関係（第12条・第13条）

第5章 議会の機能強化等（第14条～第17条）

第6章 雑則（第18条・第19条）

附則

昭和20年8月6日、人類史上最初の原子爆弾によって壊滅的な打撃を受けた本市は、廃墟の中から、堪え難い悲しみと苦しみを乗り越えて復興に立ち上がった。昭和24年には、日本国憲法第95条の規定に基づく特別法として、全国で初めて行われた住民投票により市民の圧倒的多数の賛成をもって広島平和記念都市建設法が制定され、市民の英知とたゆまぬ努力、国内外からの温かい援助などにより、本市はめざましい復興・発展を遂げていった。

本市議会は、そうした歴史の上に立ち、今日をつくり上げてきた先人の意思を継承し、恒久平和の象徴としての平和記念都市広島の建設に努めるとともに、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を全世界に強く訴え続けてきた。また、本市議会は、社会や市民の要請に的確に対応した都市づくりを進めるため、議会の有する権限を適切に行使しながら、市民の代表として、その意思を的確に市政に反映させ、もって市民の負託にこたえることを目的として活動を行ってきたところである。

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行後、地方分権改革が進められ、地方公共団体の役割や責任が拡大する中であって、二元代表制の下で、地方議会が果たすべき役割や責務は増大している。

そうした中で、本市議会が、今まで以上にその役割と責務を果たしていくためには、これまでの活動を更に推し進めるとともに、議会の機能強化や改革に取り組み、より一層、市民に信頼される議会を構築することが求められている。

このような認識の下、本市議会は、議会の基本理念及び基本方針を定め、議会及び議員の活動原則等を明らかにし、市民の負託に全力でこたえることを

決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針を定め、議会及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確にこたえ、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

（基本方針）

第3条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮すること。
- (2) 市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (3) 人類史上最初の被爆都市として、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、全力で取り組むこと。

第2章 議会及び議員の活動原則等

（議会の活動原則）

第4条 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 活動について市民に説明する責務を果たすこと。
- (3) 市民の負託に的確にこたえる議会の在り方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

（議員の活動原則）

第5条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政に関する市民の意思の把握に努めること。
- (2) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集

及び調査研究に努めること。

(3) 議会の活動について市民に説明する責務を果たすよう努めること。

(4) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めるものとする。

(会派)

第7条 議員は、活動するため、議会における会派(以下「会派」という。)を結成することができる。

2 会派は、政策の立案、提言等に関し、会派間で調整を行い、議会における合意形成に努めるものとする。

3 会派は、市政に関する市民の意思の把握、市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究並びにその所属する議員の活動に必要な研修等を行うものとする。

第3章 市民との関係

(市民参加の機会の充実)

第8条 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

(広報広聴機能の充実)

第9条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

(委員会の公開)

第10条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、常任委員会及び特別委員会を原則として公開する。

(議会の活動に関する情報の公開)

第11条 議会は、広島市情報公開条例(平成13年広島市条例第6号)により、その活動に関する情報を迅速に公開するものとする。

第4章 市長等との関係

(市長等との関係)

第12条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市勢の発展に取り組むものとする。

(確認の機会の付与)

第13条 議長並びに常任委員会、議会運営委員会及

び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)の委員長は、会議及び委員会における審議又は調査等の充実を図るため、会議及び委員会の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等又はその職員に対し、議員及び委員の発言の趣旨について確認の機会を付与することができる。

第5章 議会の機能強化等

(議会の機能強化)

第14条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、議会における審議の充実、議会による政策形成機能の強化及び政策の効果の評価のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会改革)

第16条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の規定による取組を行うため、地方自治法第100条第12項の規定により、議員で構成する検討組織を設置することができる。

(議会事務局の機能強化等)

第17条 議会は、自らの政策立案能力を向上させ、その活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

第6章 雑則

(他の条例等との関係)

第18条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第19条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟市議会基本条例

平成23年3月22日条例第34号

新潟市議会基本条例をここに公布する。

新潟市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員（第3条―第7条）

第3章 市民と議会（第8条―第10条）

第4章 議会と市長等との関係（第11条―第13条）

第5章 議会運営（第14条―第18条）

第6章 議会の体制整備（第19条―第22条）

第7章 補則（第23条・第24条）

附則

日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員により構成される議事機関であり、意思決定機関としての役割を担っています。

自治体の自主的な決定と責任が拡大した今日、議会が地域における住民自治の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、ますます大きくなっています。地方自治を推し進めるためには、主権者である市民と自治体が信頼関係を築き、協働の精神をはぐくむことが不可欠であり、市民の議会への参画の保障等、議会に対する市民の権利を明確にする必要があります。

議会は、その持てる立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能等の権能を十分に駆使し、自由かつ達な議論と討論を通して、市長等が行う計画等の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を広く市民に明らかにするとともに、最良の決定を導き出さなければなりません。

新潟市は、多様な暮らしや個性的な歴史ある文化を持つ近隣市町村が合併し、都市と農村が共存する政令指定都市となりました。大都市としての課題を抱えると同時に、各区及び各地域にはそれぞれの諸課題があります。議会は、これらの課題について市民の意見を聴取し、広い識見に基づいて市政に反映させていく責務があります。

よって議会は、このような役割と責務を自覚し、市民の負託にこたえていくため、市民に信頼され市民に開かれた議会を実現し、本市における民主主義と地方自治を進展させ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定しま

す。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本となる事項を定め、議会の役割と責務を果たし、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とします。

（条例の遵守等）

第2条 議会及び議員は、この条例を遵守して議会を運営しなければなりません。

2 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。

第2章 議会及び議員

（議会の役割及び活動原則）

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。

- (1) 議案、陳情等（以下「議案等」といいます。）の審議及び審査をし、議決を行うこと。
- (2) 自治立法権を発揮するとともに、政策提案を行うこと。
- (3) 市長その他の執行機関及び公営企業管理者並びにその職員（以下「市長等」といいます。）の事務の執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させること。
- (5) 意見書、決議等により、国等への意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会審議に市民の多様な意見を反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議及び討論を行うこと。
- (2) 市民の信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性及び透明性を確保すること。
- (3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすこと。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関の構成員として、

次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議及び討論を尽くすこと。
- (2) 自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること。
- (3) 各区の実情の把握に努めるとともに、市政全体を見据えた広い視点及び長期展望を持つて的確な判断を行うこと。
- (4) 高い倫理性を確立し、常に誠実かつ公正に職務を遂行すること。
- (5) 自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努めること。

(議長及び副議長)

第5条 議長は、議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければなりません。

- 2 議長は、議会の秩序の保持に努め、効率的に議事を整理し、議会の事務をつかさどります。
- 3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。

(推進組織の設置)

第6条 議会は、この条例の趣旨を実現し、不断の改革に取り組むため、議員で構成する推進組織を設置します。

- 2 推進組織は、その目的を達成するため、市民及び学識経験者等の意見を積極的に聞くものとします。
- 3 前2項に定めるもののほか、推進組織については、別に定めます。

(会派)

第7条 議員は、基本的な理念を共有する議員をもって会派を結成することができます。

- 2 会派は、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ります。
- 3 会派は、議員の意思を尊重しその活動を支援するとともに、政策提案のために調査研究を行います。
- 4 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めます。

第3章 市民と議会

(市民参画の推進)

第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めます。

- 2 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用にも努めま

す。

- 3 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提案者の申出により、意見を聴く機会を設けます。
- 4 議会は、市民、市民団体、民間非営利団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。
- 5 議会は、議会活動に関する情報を市民と共有し、市民参画を推進するため、議会報告会を開催します。

(広報及び広聴の充実)

第9条 議会は、多様な広報及び広聴の手段を活用することにより、議会活動に関する情報を積極的に公開し、及び発信します。

- 2 議会は、議会の広報及び広聴について不断に検証し、充実を図るものとします。

(会議等の公開)

第10条 議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で会議等を公開します。

- 2 議会は、公開した会議等で使用した資料及び会議録を積極的かつ速やかに公開します。

第4章 議会と市長等との関係

(市長との関係)

第11条 議会は、市長と同じく市民から選挙された議員による議事機関であり、市長とは独立対等の立場で、緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとします。

(議会への説明等)

第12条 市長等は、計画、政策、施策又は事業（以下「計画等」といいます。）を作成し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にすること及び水準を高めることに資するため、議会に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう努めるものとします。

- (1) 計画等の作成又は変更の理由及び経緯
- (2) 他の自治体の類似する計画等との比較検討
- (3) 市民参画の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置及び将来にわたるコスト計算
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項

- 2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を

作成するよう努めるものとします。

3 市長等は、予算の調製又は計画等の作成若しくは変更に当たっては、関連する決議に含まれる議会の意見表明及び政策提言の趣旨を尊重するものとします。

4 市長等は、議会又は議員から市政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び市政について説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとします。

(議決事件)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定めます。

第5章 議会運営

(議会運営)

第14条 議会は、議員及び会派相互間の活発な討議を行うとともに、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めます。

2 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければなりません。

(臨時会の招集)

第15条 議長は、市民の負託にこたえるため、会議に付議すべき事件がある場合は、議会運営委員会の議決を経て、市長に臨時会の招集を請求することができます。

2 議員定数の4分の1以上の者は、会議に付議すべき事件がある場合は、市長に臨時会の招集を請求することができます。

(議員間討議)

第16条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めます。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策提案を積極的に行います。

(委員会の活動)

第17条 委員会は、市政に関する課題及び市の事務に関する調査を行い、付託された事件については、最良の意思決定を導くために慎重かつ活発な審査を行います。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、法第109条第7項に規定する権能に基づき政策提案を行います。

3 特別委員会は、付議事件について、適切かつ迅速に対応するため、目的及び期間を定めて、課題の審査及び調査を行います。ただし、特別委員会の設置目的が達成された場合は、その設置期間に

かかわらず、速やかにこれを改組し、又は廃止します。

4 委員会は、議案等の審査及び所管に属する事項の調査に当たり、市長等に資料の提出を求めることができます。この場合において、市長等は、誠実に対応するものとします。

(会議等における質疑応答等)

第18条 議員は、市長等の提出した計画等及び市政の課題について、会議等において論点及び争点が市民にとって明らかになるよう質疑し、又は質問します。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとします。

2 本会議における質問については、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式を選択することができます。

3 市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができます。

第6章 議会の体制整備

(議会の機能の強化)

第19条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策提案に関する機能を強化します。

(学識経験者等の活用)

第20条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者等を積極的に活用するものとします。

2 議会は、前項の専門的事項に係る調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができます。

(議会事務局)

第21条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努めます。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めます。

第7章 補則

(別に条例で定める事項)

第23条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定めます。

(条例の見直し)

第24条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を

踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行います。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

項目	三重県議会	福島県議会	神奈川県議会	岩手県議会	大阪府議会	大分県議会	宮城県議会	北海道議会	長野県議会	高知県議会	石川県議会	鹿児島県議会	奈良県議会	京都府議会	広島県議会	愛媛県議会		川崎市議会	さいたま市議会	名古屋市議会	広島市議会	新潟市議会		
1 前 文	議会の地位、使命、機能等																							
	住民の代表機関としての役割等																							
	行政との関係、監視（評価）等										×					×		×				×		
	政策立案及び政策提案					×					×		×	×	×				×			×		
	開かれた議会（透明化、公平化）	×	×			×					×		×		×				×	×	×	×	×	
	住民参加		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	
	議員の責務および役割等		×	×		×	×		×	×				×			×						×	
憲法等と議会に関する規範との関係		×	×	×		×	×	×	×		×	×		×	×	×		×		×	×			
2 総 則	条例の目的																							
	豊かな（活力ある）まちづくり・発展等	第1条	第1条	第1条	第1条	×	×	×	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	×	第1条	第1条	
	住民福祉の向上	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	×	第1条	第1条	
	住民意思の的確な反映等	×	×	×	×	×	×	第1条	×	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条		×	×	×	第1条	×	
	その他																							
	基本理念	第2条	第2条	第2条	×	第2条	第2条	第3条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	×	×	×	第2条	×	
	基本方針（使命）	第3条	×	第3・7条	×	×	×	第4条	第3条	第3条	第2条	×	×	第2条	第3条	第3条	×		×	第1条	×	第3条	×	
用語定義（市民と市、会派等）	×	×	×	×	×	×	第2条	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×		
3 議 会 ・ 議 員 の 活 動 原 則	議会の活動原則、運営																							
	公平性、透明性、信頼性	第6条	×	第9条	第2条	第5条	×	第5条	第5条	×	第7条	×	第9条	第8条	第4・10条	第10条	第7条		第3・9条	第2・4条	第9条	第4条	第3・14条	
	開かれた議会としての活動	第6条	第8条	第9条	第2条	第5条	第8条	×	×	第12条	第2条	第4・16条	第19条	×	第4条	第18条	第7条		×	第2条	第2条	×	第3条	
	住民への説明	第7条	第15条	第9条	第2条	第5条	×	第13条	第4・10条	×	第2条	第16条	第18条	第4条	第5・8条	第4条	第4・11条		第3条	第4・15条	第2条	第4条	第3条	
	市民参加の推進	第18条	×	第10条	第4条	×	×	第11・12条	×	×	×	×	第17条	×	第8条	第16条	×		第12条	第17条	第4条	第8条	第3・8条	
	討議の場としての活動	×	×	第9条	×	×	第8条	×	×	第12条	×	第6条	第9条	×	×	×	×		×	×	第2条	×	×	
	議長の議会運営に関する責務	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	第7条	×	×	×	×	×		×	第5条	×	×	第5条	
	議員の活動原則、責務																							
	自由な討議（による合意形成）の尊重	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	第12条	第8条	×	×	×		×	×	×	×	×	
	住民意見の的確な把握	第4条	第13条	第3条	第3条	第3条	第12条	第6条	第17条	第4・5条	第3条	第8条	第3・4条	第3条	第5条	第7条	第3条		第4条	第3条	第3条	第5条	第4条	
	住民代表にふさわしい活動	×	×	第3条	×	×	×	×	第10条	×	第4条	×	第5条	×	第5条	第6条	×		第4条	第3条	第3条	第5条	第4条	
	住民福祉の向上を目指した活動	×	×	第3条	第3条	×	×	×	第9条	第5条	×	×	第4条	×	第5条	×	×		×	第15条	×	×	×	
	議員活動等に関する説明	×	×	第3条	第3条	×	×	第7条	×	第5条	第3条	第6・8条	第4条	第4条	×	第4・7条	第4条		第4条	第15条	第3条	第5条	第4条	
	会派の活動（政策に関する合意）	第5条	×	第5条	第14・16条	第4条	第13条	第10条	第15条	第10条	第5条	第9条	第7条	第5条	第7条	第8条	第6条		第5条	第16条	第13条	第7条	第7条	
議会の会議運営																								
定刻の開催	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×		
休憩の場合の理由説明・再開時刻の告知	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	第6条	×	×		
傍聴者の資料等の提供【自130】	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×		
委員会の出前講座の開催	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×		
委員長報告の自己作成	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×		
4 住 民 と 議 会 と の 関 係	情報公開、情報提供、説明責任																							
	本会議及び委員会の公開	第20条	×	第11条	第6条	×	第9条	第14条	×	第14条	第21条	第17条	第19条	第12条	第10条	第18条	第13条		第14条	×	第6条	第10条	第10条	
	議会活動に関する資料の公開（会議録等）	第21条	×	第11条	第8条	×	×	×	第19条	×	第19・22条	第18条	第20条	第12条	第10条	第18条	第14条		第13条	×	第6条	第11条	第10条	
	議会活動に関する報告会の開催	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	第11条	×	×	×		×	×	第4・8条	×	第8条	
	広聴広報機能の充実	第19条	第16条	第12条	第7条	第11条	第16条	×	第18条	第15条	第20条	第16条	第21条	第11条	第9条	第17条	第12条		×	第18・20条	×	第9条	第9条	
	重要議案等に対する各議員の態度の公表	×	×	×	第7条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	第6条	×	×	
	住民参加																							
	住民等の参加による意見交換会の開催（一般会議等）	第18条	×	×	第5条	第10条	×	×	×	×	×	×	×	第10条	×	×	×		×	×	×	×	第8条	
参考人、公聴会制度の活用【自109・110】	第18条	第14条	第11条	第5条	×	第14条	×	第17条	第13条	第19条	第10条	第17条	第10条	第9条	第16条	第10条		第12条	第8条	第4条	×	第8条		
請願、陳情者からの意見聴取【自124】	×	×	第11条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	第16条	×		×	×	第4条	×	第8条		

項目		三重県議会	福島県議会	神奈川県議会	岩手県議会	大阪府議会	大分県議会	宮城県議会	北海道議会	長野県議会	高知県議会	石川県議会	鹿児島県議会	奈良県議会	京都府議会	広島県議会	愛媛県議会		川崎市議会	さいたま市議会	名古屋市議会	広島市議会	新潟市議会	
5	本会議の形式等																							
	一問一答方式の実施	第4条	×	第14条	第13条	×	×	第24条	第5条	×	第9条	×	第11条	×	×	第14条	×		第11条	第11条	第12条	×	第18条	
	首長その他の職員の反問権の付与	×	×	第16条	第13条	×	×	第25条	第5条	×	×	第15条	×	第9条	×	第15条	×		第11条	第11条	第12条	×	第18条	
	その他																							
	議会と首長との関係(明文化)	第8条	第7条	第13条	第9条	×	第7条	第16条	第20条	×	第23条	第3条	第22条	第13条	第11条	第12条	第15条		第6条	×	第7条	第12条	第11条	
	政策等の形成過程の説明	×	×	第15条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×
	重要政策決定に関する議会の意見聴取・説明	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	第13条	第25条	×	第14条	×	第19条		第7条	×	×	×	第12条
	市長等に対する文書での質問	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×
	予算・決算に関する審議・資料の作成(説明)	×	×	×	×	×	×	第21条	×	×	第27条	第13条	第25条	×	第14条	第13条	×		第7条	×	第8条	×	第12条	
	政策執行に関する監視及び評価【自98】	第9条	第5条	第8条	第10条	第12条	第5条	第17条	第21条	第6・7条	第24条	第6条	第23条	第14条	第12条	第4条	第9・16条		第3条	第4・22条	第2・7条	×	第3・19条	
議決事件の拡大【自96】	×	×	第17条	第17条	第14条	第20条	第22条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		第8条	第25条	第7条(別に規定)	×	第13条(別に規定)	
6 議会の機能強化	附属機関の設置	第12条	×	×	×	第8条	×	×	×	×	×	第10条	第14条	×	第20条	第5条	×		第16条	×	第14条	第15条	第20条	
	専門的知見(学識経験者等)の活用【自100の2】	第13条	×	×	第17条	×	×	第23条	×	×	×	第10条	×	第17・18条	×	第5条	×		×	第14条	×	×	第20条	
	検討会等の設置	第14条	第10条	×	第20・21条	×	第10条	×	第7条	×	第17条	×	第14条	第17条	×	×	×		×	×	×	×	×	
7 討議の保障、拡大	議員相互間の自由討議中心の運営	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	第8条	×	第10条	×		第9条	×	×	×	×	
	議員間の討議による合意形成	第15条	×	×	第13条	×	×	第27条	第5条	×	第10条	×	×	×	第18条	×	×		×	×	第3・14条	×	第16条	
	首長等の本会議等への必要最小限度の出席	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	
	積極的な議員提案(政策提言)の努力義務・機能強化	第10条	第4条	×	第11条	第13条	第4条	第18条	第22条	第10条	第3・25条	第6条	第24条	第4・15条	第13条	第4条	第18条		第3条	第4条	第2条	第14条	第3条	
	政策討論会の開催	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	第14条	×	×	
8 議会改革の推進(議会改革会議の設置等)	第22・23条	×	第10条	第22条	×	×	第28条	第23条	第16・17条	第18条	第10条	第26条	第19条	第22条	第20条	第20条		×	×	×	第4・16条	第6条		
9 議会及び事務局体制	議会広報の充実	×	×	×	×	×	×	第15条	×	×	×	×	×	×	×	×	×		第13条	×	第5条	×	×	
	委員会等の適切な運営(活動)【自109・110】	第6条	第9条	×	第13条	×	×	×	第6条	×	第8条	×	第10条	第8条	第17条	第11条	第8条		第10条	第8条	第11条	第13条	第17条	
	議員研修の充実、強化(研修会、研究会の開催等)	第16条	×	×	第18条	×	×	×	×	第11条	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	
	議会図書室の運営及び機能強化・住民利用【自100】	第26条	×	第10・17条	第28条	×	第20条	第31条	×	第11条	第30条	第10条	第15条	第22条	第24条	×	第25条		第18条	第32条	第15条	×	第22条	
	事務局の機能強化(調査、法制機能等)【自138】	第25条	×	第10条	第27条	第16条	×	第30条	第25条	第20条	第29条	第10条	第15条	第21条	第23条	第21条	第24条		第17条	第31条	第14条	第17条	第21条	
10 議員の政治倫理、身分等	議員の政治倫理	第24条(別に規定)	第16条	第6条	第23・24条(別に規定)	第15条	第17・18条	第9条	第14条	第19条	第28条	第5・19条	第6条	第7条	×	第19条	第22条		×	第30条	×	第6条	×	
	懲罰【自134・135・137】	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	
	議員報酬【203】	×	×	第17条	第26条	×	第20条	×	×	×	第6条	×	×	×	×	×	×		第19条(別に規定)	第28条	第16条(別に規定)	×	第23条(別に規定)	
	議員定数【自91】	×	×	第17条	第25条	第7条	第20条	×	第24条	×	第12条	×	第8条	第20条	第21条	×	×		第19条(別に規定)	第27条	第16条(別に規定)	×	第23条(別に規定)	
	定例会の回数・会期【自102】	×	×	第17条	第12条	第6条	第20条	第20条	第5条	×	第11条	×	×	×	第16条	×	×		第19条(別に規定)	第6条	第10条	×	第23条(別に規定)	
11 政務調査費(別に条例で規定)【自100】	第17条	×	第17条	第19条	第9条	第20条	×	第13条	第18条	第16条	×	第13条	第6条	第20条	第9条	×		第19条(別に規定)	第29条	第17条	×	第23条(別に規定)		
12 条例の最高規範性	×	第1条	×	×	×	第19条	×	前文	×	前文	前文	×	前文	×	前文	×		×	×	×	×	×		
13 議会の基本的事項としての位置付け	第27条	×	第17条	第29条	第17条	×	第32条	第26条	×	第31条	第20条	第27条	第23条	第25条	第22条	第26条		第2条	第34条	×	第18条	第2条		
14 議会及び議員の責務(議会の条例等を遵守した議会運営)	×	第12条	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		第2条	×	×	×	第2条		
15 条例の見直し規定(検討)	第28条	×	第18条	第30条	第18条	第21条	第33条	第27条	附則	第32条	第21条	第28条	第24条	第26条	第23条	第27条		第20条	第35条	×	第19条	第24条		